

水産政策審議会資源管理分科会
第122回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第122回資源管理分科会

議事次第

日 時：令和5年2月13日（月）14:00～17:11

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第405号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（するめいかの別紙2の変更及びするめいかの資源再建計画に係る別紙4の追加等）について

諮問第406号 特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第407号 特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更等について

諮問第408号 漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について

諮問第409号 水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和5年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

【審議事項】

- ・第10回資源管理手法検討部会の結果について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・国の留保からの配分等について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第122回資源管理分科会を開会いたします。

私、本日の事務局を務めます管理調整課長の斎藤です。よろしくお願いいたします。

初めに御案内でございますが、本日の会場は委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議での御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にしてください。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面左側にあるチャット機能などで事務局にお知らせください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員は、ウェブ出席を含めまして10名中8名の方に御出席いただいております。定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。また、特別委員は、ウェブ会議を含めまして16名中12名の方に御出席いただいております。

では、次に配付資料を確認いたします。

お手元の封筒の中の資料でございますが、まず議事次第がございます。その後に資料一覧付けてございますが、資料は1番から、それぞれ枝番付いておりますが、資料5までございます。もし、資料に不備等ございましたら、会議途中でも事務局の方にお申し出ください。

報道関係のカメラ撮りはここまでといたしますので、よろしくお願いいたします。

(報道関係者 退出)

○管理調整課長 それでは、議事の進行を田中分科会長にお願いいたします。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日は諮問事項が5件、審議事項が1件、報告事項が2件でございます。議事進行への御協力、よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項に移ります。

まず、諮問第405号、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（するめいかの別紙2の変更及びするめいか冬季発生系群の資源再建計画に係る別紙4の追加等）についてです。

それでは、事務局より説明よろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の永田です。

それでは、諮問第405号について御説明いたしますが、まず諮問文を読み上げます。

資料は2-1でございます。

4水管第3311号

令和5年2月13日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（するめいかの別紙2の変更及びするめいかの資源再建計画に係る別紙4の追加等）について（諮問第405号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

次の3ページ以降に変更の告示の案、新旧対照表等の形で付けておりますが、変更の内

容につきましては資料 2-2、7 ページ以降で御説明いたします。

まず、今回の変更事項ですけれども、変更事項 2 つございます。

1 つ目は、するめいかににおける漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等の見直しです。

2 つ目は、するめいかに係る資源再建計画の策定です。

このほか、修辭的な修正や必要な附則を規定する予定としております。

内容につきましては、8 ページを御覧ください。

まず、変更事項 1 についてです。

1、変更の趣旨のところに書いてございますが、資源管理基本方針「別紙 2-12 するめいか」では、大臣管理区分の一つとして、「するめいか大臣許可いか釣り漁業」を定めております。

この管理区分の管理手法につきましては、現在は漁獲量の総量の管理となっておりますが、本年 4 月から始まります令和 5 管理年度からは、漁獲割当てによる管理、I Q 管理を実施することとなっております。

今回の変更は、この I Q 管理を実施するに当たって、別紙 2-12 で定めております、国の留保からの配分方法について変更するというものでございます。

変更事項のところ、2 のところを御覧ください。

変更事項の内容です。

国の留保から I Q 管理を行う区分への配分として、一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより、資源管理の実効性を担保しつつ、計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするために、当初配分において、国の留保の中から一定の数量を上乗せするというものです。

内容につきましては、資料 3-1 から始まるものの、63 ページ、資料 3-13 と書いてあるところを御覧ください。

大臣許可いか釣り漁業、I Q 管理区分の取扱いについて（案）と書いてあるものでございます。

大臣許可いか釣り漁業の管理区分につきまして、まず、都道府県及び大臣管理区分への配分と基準といたしましては、この 63 ページの 2 のところがございますとおり、国の留保分を除いて、近年の漁獲実績に基づいて、その比率で都道府県への配分、大臣管理区分への配分を行っております。

この大臣管理区分の中につきましては、確認書に基づき配分という形になっておりますが、次のページ、64ページを御覧ください。

I Q管理区分に対する国の留保枠の取扱いと、図がございます。上の方が従来、下の方が令和5管理年度、この資源管理基本方針の変更後ということでございます。

従来は、それぞれ留保からの配分につきましては、都道府県への配分が不足する場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分という形になっております。

都道府県につきましては、具体的に数量明示されているのは北海道でございますが、75%ルール、ここには適用されるということになっておりますが、その他、大臣が必要と認める場合には配分するという形でございます。

それを、令和5管理年度、下のところでございますが、右端の方、大臣許可いか釣り漁業については、国の留保からの配分の対象とはしないとしますが、基本シェア相当分の50%を当初配分に上乗せする、こういう取扱いとするという変更の案になっております。

資料2-2、8ページにお戻りください。

このような取扱いは、これまでもI Qによる管理を実施しております、まいわし太平洋系群及びまさば及びごまさば太平洋系群においても同様の規定を置いているというところでございます。

次に、変更事項の2についてです。

資料の9ページを御覧ください。

1の変更の趣旨のところでございます。

「別紙2-12 するめいか」に基づく管理の対象となるするめいかは、秋季発生系群及び冬季発生系群がございます。このうち、冬季発生系群につきまして、令和3管理年度に行われた資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあるということが判明しました。

このため、資源管理基本方針の本則第2の3の規定によりまして、当該資源水準の値が判明した管理年度の末日から2年以内に、当該資源水準の値を原則として10年以内に目標管理基準値まで回復させる計画、資源再建計画と呼んでおりますが、これを新たに策定する必要が生じたということです。

2の変更事項の内容でございます。

するめいか資源再建計画を別紙4-3として、新たに策定することといたしますが、内容として、(1)～(5)までに書いてあるものとしてと考えております。

まず、（１）対象となる特定水産資源は、するめいか冬季発生系群でございます。

資源再建計画の期間ですけれども、令和５管理年度から令和14管理年度までの10年間といたします。

資源再建計画において講ずる措置のところでございます。するめいかにつきましては、現行の漁獲シナリオに基づき３年間固定のTACを設定するとなっておりますけれども、これを令和６管理年度中に見直すことが予定されております。このため、令和６管理年度までは現行のシナリオに基づく取組ということで、このシナリオに従って定める漁獲可能量の範囲での漁獲という内容といたします。

また、資源再建計画の検証でございます。５年ごとにTAC意見交換会で検証するというのが、これまでのほかの再建計画を策定している資源については規定されているところですが、先ほど申し上げたとおり、するめいかにつきましては令和６管理年度にシナリオ、目標を見直しというところがありますので、令和６管理年度に開催される資源管理の方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合において、最新の資源評価に基づき、検証を行うことといたします。

また、検証の結果、必要と認められる場合には、ここにおける議論も踏まえて、計画の見直し、その他必要な措置を講ずることといたします。

（５）その他のところです。

資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を２管理年度上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもって、この資源再建計画は終了するということといたします。

再建計画を策定している、ほかの資源においては、目標管理基準値を上回っていることが判明した場合に終了するとしておりますが、するめいかにつきましては年変動が大きいということもございますので、２年連続して上回っていることが判明した場合としております。

また、検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準を下回っていることが判明した場合には、別紙２－12の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。こういった内容の資源再建計画を策定するという案でございます。

資料の７ページにお戻りください。

今後のスケジュールでございますが、令和５年３月中の官報掲載を予定しているところでございます。

ただいま御説明しました資源管理基本方針の変更内容につきましては、本年の1月7日から2月5日までの間、パブリックコメントの процедуру実施いたしましたところ、意見が1件提出されましたが、内容の変更を求めるものではございませんでした。

また、今後、漁量に大きな変更が生じることとなった場合には、再度、分科会に諮問いたしますが、軽微な変更につきましては、分科会会長に御了解いただいた上で修正をしたいと考えておりますので、御了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明で、何か御質問等ございますでしょうか。

ちょっとよろしいですか。確認なんですけれども、目標管理基準を上回った場合はと書いてあるんですが、これって、MSY水準のことですよ。限界水準じゃなくて。

○資源管理推進室長 はい、MSY水準のことです。

○田中分科会長 そこまで回復したらオーケーだという、そういう理解でよろしいですか。再建計画入れるのは、限界管理基準値を下回ったら再建計画になってという理解ですよ。でも、その前にMSYを超える目標、高い水準に2年続けてなっていたら、もう取消しになるという、そういうことですか。

○資源管理推進室長 そうです。

○田中分科会長 ということだそうです。

ほか、よろしいでしょうか。

2点ありますけれども、1点目はIQ導入に伴って、IQの趣旨からして、自主的に行うので、国に召し上げられる分の半分はもう先に返してしまう。自分たちでやりくりしてくださいという変更ですね。

2点目は、資源が減ったので新たに再建計画をする必要があるんですが、既に合意があって固定されているので、2年分は変えない。その後、下がっていたら、新しい計画を作って、そちらに移行するということになる。そういう理解でよろしいですよ。

よろしいでしょうか。それでは、ウェブ出席の方もよろしいですか。

特にないようでしたら、原案どおり承認していただいた……。手、挙がっていますか。誰か、手が上がっています。

○深川特別委員 すみません、間違いです。

○田中分科会長 深川委員。間違いですか。

特にならなければ、原案どおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 特に異議ないようですので、そのように決定いたします。

それでは次に、諮問第406号、特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についてに移ります。

それでは、事務局より説明よろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資料は3-1を御覧ください。

諮問文を読み上げます。

4 水管 第3312号

令和5年2月13日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第406号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけ

とうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ)に関する令和5管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群及びするめいかに関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

次のページ以降に告示の案があります。説明は魚種ごとに区切って、すけとうだら、するめいか、みなみまぐろの順で行っていき、審議いただきたいと思います。

まず、それでは、すけとうだらの資源評価結果について、水産・研究教育機構から御説明をお願いいたします。

○水研機構底魚資源部長 水産・研究教育機構水産資源研究所底魚資源部の塚本です。よろしく申し上げます。

限られた時間での説明となりますので、かなり省略させていただきますが、お許してください。

それでは、資料3-2、ページでは13ページとなっておりますが、ここから、この資料を基に説明させていただきます。

まず、下の段で生物学的特性ということで、すけとうだら全般についての生態特性について説明させていただきます。

すけとうだらは大体、寿命は10歳以上。成熟年齢は3歳で成熟を開始、4歳で大部分が成熟となっております。非常に成熟開始年齢が高いということで、資源管理の効果が出るのが、数年のラグが存在しております。

産卵期は主に冬場、食性はオキアミ類、カイアシ類など。あと、魚類、いか類など、多岐に及んでおります。

すけとうだらを捕食する生物としましては、海獣類、マダラなど、大型の魚類若しくは共食い等が考えられております。

まず、御説明するすけとうだら太平洋系群につきましては、左の分布図にありますように、東北から、北の方は北方領土海域まで分布が広がっておりますが、主要な分布域として、まず噴火湾の大きな産卵場が存在しておりまして、そこから発生する個体が過去、東

北海域、道東海域に回遊し、また産卵場に帰るような回遊経路を見せておりました。しかしながら、近年では東北海域への回遊はほとんど見られていない状況であります。

加えて、北方領土海域からの加入等もそれなりに考えられておりますが、本系群につきましては、主要な産卵場が我が国が管理する海域、ここではメインが噴火湾となっておりますが、また、回遊する多くの海域が我が国の管理する海域であるということから、資源管理が可能な資源ということで対応しております。

続きまして、14ページ、資源評価の流れになりますが、ここでは詳細については説明せず、御覧いただくことといたします。

漁獲量につきましては、おおむね安定しておりますが、全体では若干減少傾向であります。2018年に底を打ち、19年は増加傾向となり、2021年漁期では11.2万トンでありました。

続いて、15ページ、資源評価結果の説明に移らせていただきます。

資源量、親漁量とも、ここに示しましたように、評価期間を通じて、増減を繰り返しながら比較的安定をしております。

続いて、下の段、加入量とRPS（再生産効率）です。

これら、加入量につきましても、何年かに一度見られる卓越年級群、非常に加入が多い年というのが何年かおきに認められまして、これらの加入により資源が支えられているような状況が分かっております。

続いて、8ページ、管理基準値であります。これは2019年度、ステークホルダー会議等で合意された結果として、MSYの値として17.1万トン、MSYを実現する親魚量として22.8万トンであることを御紹介します。

下の図が神戸プロット。現状の資源がどの位置にあるか。また、過去、資源がどのように移ってきたかということを示す図でありまして、現状、2021年度の資源の状態としましては右下のグリーンゾーン。すなわち、漁獲圧が十分に低く、親魚量が十分に多い、目標管理基準値を上回っている値となっております。

続きまして、ABC等を推定する将来予測について説明いたします。

17ページ、上の図が将来の親魚量及び漁獲量を表しているグラフでありまして、青色が現状の漁獲圧に基づく将来予測、赤色が2023年漁期の漁獲量を17万とし、2024年漁期以降は $\beta = 0.9$ の漁獲管理規則に従う将来予測となっております。いずれの値もほぼ、平均値については、親魚量は目標管理基準値を上回る値を示しております。

しかしながら、これは将来予測でありますので、各々の数値というのはこういうふうに一直線で定まるものではありません。変動を繰り返しながら、ある程度の誤差を含みながらの移動となっております。

続きまして、下の将来予測について簡単に説明します。

$\beta = 0.9$ で計算している、この赤枠で記したところを見ていただきたいのですが、2019年度ステークホルダー会議で決まりました漁獲シナリオでは、2023年まで17万トンの漁獲として固定となっております。その後、 β を0.9という値で漁獲をした場合の平均値を表しております。したがって、表に将来の平均漁獲量は、2023年度は固定の17万トン、それ以降は $\beta = 0.9$ で計算した値となっております。

最後に、ABCについて説明させていただきます。

先ほど説明しましたように、2023年度のABCの値としましては17万トン、2023年漁期の親魚量としては、上の42.5万トンという値が計算されました。

以上で、太平洋系群の説明を終わります。続いて、日本海北部系群の説明をしたいと思います。

19ページ、下の段であります。本系群は主に日本海の北部に分布するすけとうだらについて取り扱っております。北はサハリン海域から、南は日本海、新潟ぐらいまでを主な分布域としておりますが、近年、資源がかなり減少しておりますので、主な分布は北海道の西部海域となっております。

続いて、20ページに移ります。

資源評価につきましては、先ほどの太平洋系群と同様、コホート解析により分析しております。詳細については割愛させていただきます。

20ページ下段の漁獲量の変遷について説明いたします。

本系群は、過去10万トンを超えるような漁獲を記録しておりましたが、90年代以降、かなり急激な漁獲の減少がありまして、1万トンを下回るような状況が続いております。特に、2015年以降は非常に厳しい漁獲管理をしていただいた結果、5,000トン前後で推移しております。2021年漁期では5,575トンの漁獲となっております。

続きまして、21ページ。

日本海系群の北部系群の資源評価に使っている指標値として、主な指標値として、2つ、これから説明させていただきますが、1つは産卵親魚の分布調査。調査船調査による産卵親魚がどれくらい分布しているかという値を、毎年10月に道総研さんが実施している調査

から指標値として抽出しております。

特徴的な結果としましては、特に2018年以降になります。親魚量の増加傾向が強く認められており、2021年度10月の現存量は昨年より3.1万トン増加して、12.7万トンの値を示しております。

また、下の段、加入量指標値、要は子供がどれくらい入ってくるかというところですが、特徴的な結果としましては、1990年代——ここの図ではありませんが——から、非常に低い加入量であったのですが、2010年以降、何とかこの棒グラフが飛び出るような加入が認められるようになっております。

また、2015年以降は比較的加入が良好な年が認められており、特に2019年度は、過去、類を見ない調査結果となっております。ただし、これらがしっかりと大きくなる、要は産卵まで生き残るかどうかについては、今後の推移を注視する必要があると思います。

続きまして、22ページ、資源評価の結果であります。先ほどの漁獲量の推移と同様に、資源量は1990年以降、非常に急激な形で減少しておりますが、2015年前後を境に上昇に転じております。

同様に、親魚量も上昇に転じており、資源が回復基調に入っていることが示されております。

続いて、加入量と再生産成功率についてですが、これも先ほど申しましたように、1990年以降、2010年まで非常に低い値を示しておりました。それが、近年では何度か再生産成功率が高い年が認められるようになっております。

続いて、23ページに移らせていただきます。

本系群のMSYの値については4.4万トン。そして、目標管理基準値は38.0万トン。限界管理基準値は17.1万トンとなっております。

そのような状況の中で、下の段、神戸プロットを見ていただきますと、過去、本資源に対しては比較的高い漁獲圧力が加えられておりましたが、先ほど来説明いたしますように、2015年以降はF_{msy}水準を近辺若しくは下回るような漁獲圧となり、その結果、資源が回復基調、右の方向に移動している状況が明確となっております。

続いて、24ページ、将来予測部分についてですが、本資源に対しては、漁獲管理規則及び現状の漁獲圧に基づく将来予測、ほぼ同じような数字となっております。

目標管理基準値、親魚量の上の点線であります。ここには到達していませんが、現状の目標である限界管理基準値17.1万トンにつきましては、現状の上昇傾向が続けば、近

いうちにそこをクリアするというような予測となっております。

将来予測について、すみません、ちょっと時間が押しておりますので、簡単に説明させていただきますが、漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測ということで、2023年度漁期の予測親魚量は15万3,000トン、そして、ABCとなる漁獲量は1万5,300トンとなっております。

以上で日本海北部系群の説明を終了しまして、オホーツク海南部の説明に移らせていただきます。

すけどうだらオホーツク海南部につきましては、主要な産卵場が我が国の水域にはなく、また、主要な分布域もロシアの水域であるということから、またがり資源として取り扱っており、ABC等の算定は行っておりません。

資源評価の流れにつきましては、26ページに記しております。

近年の漁獲につきましては、80年代に比較的多かったのですが、ロシア水域での漁獲等がなくなったことから、かなり少ない状況が続いておりましたが、2010年以降はこのような2万トンを超えるような漁獲が出ております。

27ページ、本資源の動向としましては、「かけまわしのC P U E」を使っております。

2021年漁期の資源量指標値は一網当たり8.8トンとなっており、資源管理基本方針で定めた目標水準として、3.41トンを上回っております。

最後に、すけどうだら根室海峡について説明いたします。

すけどうだら根室海峡についても、オホーツク海南部と同様、ロシア水域とのまたがり資源ということで、ABC等の算定は行っておりません。

資源評価の流れについては、30ページで示したとおりです。

また、漁獲の動向につきましては、1990年以前は非常に高い水準で漁獲があったのですが、近年は低い水準で、ほぼ横ばいの状態となっております。

最後、31ページ、資源量指標値の動向につきましては、このような傾向を示しており、ほぼ漁獲量の推移と同様であります。近年、資源量指標値としましては右上がりの状況が数年続いております。ちなみに、2021年漁期の資源量指標値は2.05トン／隻日となっております。

以上で、駆け足でありましたが、説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

○資源管理推進室長 ありがとうございました。

続きまして、私、資源管理推進室長から、令和5管理年度のTAC等の当初配分案等について御説明させていただきます。

資料は3-8を御覧ください。

すけとうだら太平洋系群についてです。43ページです。

すけとうだら太平洋系群のTACの設定の考え方でございます。

これは昨年と同様でして、令和2年度に開催された資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合での取りまとめを踏まえて、資源管理基本方針別紙2-8に定められた漁獲シナリオで算定されたABCをTACとするというものです。

別紙2-8の目標及び漁獲シナリオについては、下に参考1として書いてございます。ここの(4)にありますとおり、令和3年から令和5年まで、漁獲可能量17万トン、一定とするというシナリオとなっておりますので、令和5管理年度のTAC17万トンとする案でございます。

TACの推移、それから漁獲実績は43ページから44ページ、参考2、3という形で表を付けております。

令和5管理年度の配分案でございます。44ページの2のところです。

これも前年と同様でして、過去3か年、平成29年から令和元年までの漁獲実績の比率等に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分するというところでございます。

具体的な数字につきましては、45ページに記載しております。大臣管理区分、沖合底びき網漁業に9万9,700トン、知事管理分としましては、数量明示は北海道6万9,100トン、その他、青森、岩手、宮城及び茨城県につきましては現行水準とするという配分案でございます。

続いて、日本海北部系群についてです。

資料は47ページ、資料3-9を御覧ください。

すけとうだら日本海北部系群につきましても、TAC設定の考え方は前年と同じでございます。これも令和2年度に開催されたステークホルダー会合での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙2-9に定められた漁獲シナリオで算定されたABCをTACとするというものです。

別紙2-9の目標及びシナリオは、下に参考1として付けております。漁獲シナリオに用いる安全係数は、 β は0.9を採用するというものです。

TACといたしましては、1万5,300トンという案となっております。

ただ、参考1の(6)に記載しておりますとおり、数量を明示した都道府県及び大臣管理区分における前管理年度のTACの未利用分を、当該TAC(当初配分量)の5%を上限として、翌管理年度に繰越しという規定になっておりますので、今後、令和4管理年度の漁獲実績が確定しましたら、未利用分につきまして繰越しということでの数量の変更というものを、また今その後お諮りすることになりますので、よろしく願いいたします。

配分案につきましては、48ページの2のところに書いております。

これも、過去3か年、平成29年から令和元年までの漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分するというので、具体的な数字は49ページに記載してございます。

大臣管理区分といたしまして、沖合底びき網漁業に8,300トン、知事管理につきましては、数量明示は北海道の6,900トン。その他、秋田、山形及び新潟県については現行水準とする案でございます。

続きまして、すけとうだらオホーツク海南部。資料は51ページ、3-10でございます。

オホーツク海南部系群につきましても、令和2年度に開催されたステークホルダー会合での取りまとめを踏まえた数量ということでございます。

オホーツク海南部につきましては、先ほど評価の説明の中でもありましたとおり、いわゆるまたがり資源でございますので、我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう、漁獲を管理するというシナリオになっておりまして、近年の最大漁獲量を考慮してTACを算定するというので、5万8,000トンという案となっております。

参考2にTACの推移、参考3、次のページ、52ページに漁獲実績を載せております。令和2年に5万7,765トンの実績があったということでございます。

配分につきましては、52ページの2のところにありますとおり、これも過去3年、平成29年から令和元年までの漁獲実績の比率に基づいて配分ということになっております。

具体的には、沖合底びき網漁業に5万7,400トン、知事管理、北海道については現行水準とする案でございます。

すけとうだらの最後、55ページの資料3-11を御覧ください。

すけとうだら根室海峡についてです。

こちらまたがり資源でございますので、近年の最大の漁獲量を考慮して、TACを算定するという考え方になっております。

令和5管理年度につきましては、TAC 1万5,000トンという案でございます。

TACの推移、それから漁獲実績はこの55ページの下から56ページ、参考2、3に記載しております。実績としましては、平成24年に1万4,200トンの漁獲実績があったというところです。

配分につきましても、ほかのものと同様、過去3年の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県に配分ということで、具体的には57ページです。

1万5,000トン全量を知事管理区分、北海道へ配分という案でございます。

すけとうだらにつきましては以上です。

○田中分科会長 魚種ごとでということよろしいですか。

では、ただいまのすけとうだら4つのグループについて、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

これ、簡単に要約すると、北海道、太平洋の方はとても資源が健全な状態なんで、MSYぐらい獲ってもよろしい。日本海の北部の方は限界管理基準値よりまだ下回っているんで、やや厳しいABC、TACになっているんですが、順調に回復しつつあるので、あと何年間かしたら、その厳しい状態から脱却できそうだという話だったと思います。残り、2つについては分布の中心がロシア水域なので、我が国で何とかしてもどうにもならないという種類であるので、日本の水域の中での最適利用を考えたABC、TACを出しているということよろしいですね。

よろしいでしょうか。御質問ございますか。ウェブ参加の方もよろしいですか。

それでは、原案どおり承認していただいたということよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、御異議ないようですので、そのように決定したいと思います。

それでは、次にするめいかについて、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 するめいかについてですが、これもまず資源評価の結果について、水産・研究教育機構から御説明をお願いいたします。

○水研機構浮魚資源副部長 水産・研究教育機構の大島と申します。

するめいかの2系群についての資源評価結果について、簡単に要点を説明させていただきます。

まず、資料ですけれども、資料の3-6ですね。資料3の大きな資料の中の33ページからスタートいたします。

するめいかなんですけれども、これは両系群ともに年魚です。すなわち、毎年資源が入れ替わるものというのが特徴でございます。

まず、秋季発生系群なんですけれども、産卵場は日本海の西部から東シナ海の北部ということで、特徴としては産卵・ふ化後、稚魚が日本海を北上していく。基本的にその分布域は日本海という資源でございます。

図の2の方に移りまして、秋季発生系群の漁獲量の動向ですね。

90年代から2000年代初め、当初あるいは当初にかけては、日韓の漁獲量が非常に多かったんですけれども、その後、現在にかけて減少してきているというのが漁獲の動向ですけれども、一方、中国ですけれども、2005年以降、本格的な漁獲というのを開始いたしまして、しかし、漁獲量そのものが未報告でありまして、不明でありますことから、2005年から2020年までは毎年15万トンの仮定値というのを与えておりますが、これは後ほど説明いたしますけれども、最後の年、2021年に関しては3.1万トンということになっております。昨年の漁獲量ですけれども、2021年に関しては、日韓で6.5万トン、全体で9.6万トンという漁獲量となっております。

図の3に資源量と親魚量を示しております。

資源量がオレンジ色、三角が親魚量を示しております。両者、同じような傾向を示しております。年魚ですもので、やはり最新のものまで示すということで、2022年、こちらは暫定値になるんですけれども、2022年の資源量・親魚量まで示しております。両者ともに、近年減少傾向。近年といたしましても2015年以降、非常に低い水準にあるという状況でございます。近年はまた少し減少してきているという状況でございます。

それでは、ページは同じです。33ページの下側のパネルに移りまして、再生産関係について示しますと、本系群に用いられている再生産関係というのはここで示しております。ホッケー・スティック型の再生産関係。

現在用いられております管理基準値は33ページの下に書いておりまして、目標管理基準値が32.9万トン、限界管理基準値が18.9万トン、禁漁水準が3.0万トンということになっております。

ページは変わりました、34ページの上側のパネルを御覧ください。

神戸チャートの方を説明いたしますと、まず、資源、親魚の状態ですけれども。まず、

最新年ですね。最新年は2021年ですけれども、どのような状況にあるかといいますと、左下の黄色いゾーンに入っている。状況としては、親魚量は目標とする水準を割り込んでいますけれども、漁獲圧としては目標管理基準値を実現する水準を下回っているという状況でございます。1つ前に戻りますと、2020年ではグリーンゾーンに入っているという状況でございました。

本系群、あとするめいか全体なんですけれども、こちらに関しては、漁獲量3年間一定方策というのが採用されておりまして、これはすなわち、毎年毎年資源が入れ替わるものですから、資源の変動が大きいので、3年間TACを一定とする漁獲量3年間一定方策というのが取られておりまして、その3年の最初の1年目はこの右に示しております、漁獲管理規則によって β を決めております。という形で漁獲のルールを決めております。

ページが変わりまして、35ページに入ります。

35ページの上側、上のパネルに関して、こちらが将来予測の結果を示しております。

上側に将来の平均親魚量、下、表2に、下の表に将来の平均の漁獲量を示しております。

2031年が管理目標を測る年なんですけれども、ここに3つのパーセンテージが示しておりますね。現在は、 β は0.4というのが採用されておりまして、10年後あるいは5年後に目標あるいは限界管理基準値を上回る確率が、ちょっと現在、余り資源の状態がよくなかったということで、50%を下回っているということと。もう一つ、トピックとしては、2024年漁期ですね、漁獲量3年一定の最後の漁期なんですけれども、こちらでは禁漁水準が下回ってしまう確率もちょっと増えているという状況でございました。

先ほど申し上げましたとおり、本系群に関しては漁獲量3年間一定方策が与えられておりまして、2023年は漁獲量が12.7万トンになるんですけれども、2024年にかけて、資源が悪くなるということで、実際、計算上は平均漁獲量が9.5万トンという結果になっております。

下のパネルに移りまして、こちらは追加の情報としての、参考情報としての将来予測の結果となります。

この後、次のスライド、資料の方で説明するんですけれども、2021年の資源量というのが今回の資源評価の更新で下方に修正されておりまして、それに応じて、もう一回、計算をし直した結果というのを示しております。2021年を下方修正した下で計算したABCの案というものが5.8万トンとなりまして、これで将来予測を行った結果となっております。

こちらの結果なんですけれども、仮にこの5.8万トンとした場合というのは、先ほど示

しました10年後、5年度あるいは2024年のパフォーマンスというのが改善しているというのが、この結果を見て分かるかと思えます。こちらは、あくまでも参考情報でございます。

先ほど、ページをめくっていただきまして、36ページに入ります。

36ページの方で、こちらは補足の資料になっておりまして、先ほど申し上げました2021年度の資源量の下方修正について示しております。

この表のAの行というのが昨年度、2021年度の資源評価の公表した結果。下のBというのが今年度の結果でございます、真ん中の列が資源量、右側の列が親魚量を示しております。

これを見て分かりますとおり、資源量が下方修正されておりまして、それに伴いまして、親魚量というのも下方に修正されている。先ほど示しました、参考的な情報としての将来予測というのも示しております。

今年度の変更点について簡単に説明いたしますと、ページを37ページに移動していただきまして、上側のスライドを御覧ください。

先ほど、中国の漁獲量仮定値を3.1万トンにしましたということでございますけれども、昨年から、日本海に出てきます中国船の数が減ってきているということが新聞などでも大きく報道されておりまして、我々の方でも、衛星の観察によって、どれぐらいの漁船が出てきているのかというのは把握しております。

これを、直近3年間との比較なんですけれども、比較して、漁獲努力量——漁獲努力量というのは、今回の場合は出てきている漁船の数なんですけれども——それをカウントして、それで、いわゆる漁獲努力量が減った分を……少し計算は入るんですけれども、漁獲努力量の目減り分をちゃんと仮定値に反映させたということの結果が右下の表になっておりまして、2021年では3.1万トン、さらに2022年に関して言いますと、漁船数がより減っておりまして、0.5万トンという仮定値となっております。

こちらが、まず漁獲量に関する、今年の改善点でございます。

もう一つの改善点なんですけれども、資源量の推定の仕方なんですけれども、38ページの方の上の図を御覧ください。上のスライドですね。

6月、7月に日本海を全面的に調査して、資源量の推定に役立てているんですけれども、近年、少しこの分布のパターンが変わってきてしまっているというのが大きな特徴で、上に示しております2017年から2022のこのマップを見ていただきますと、資源が減っているから、当然減っているのもあるんですけれども、分布のパターンもかなり変わってきてい

るというのがあります。これによって、資源量の推定がとても現在難しくなっているのが現在の我々の直面している問題で、今年、そこに取り組んだと。

38ページの下の方ですけれども、これまでは、従来の方法としては、6、7月の日本海の調査で資源量を推定しているんですけれども、今年、漁業の情報を使いまして、より総合的に資源量を推定するようにしたというのが今年の結果でございまして、その結果、2021年の資源量が下方に修正されたということになっております。

以上が秋季発生系群の説明となりまして、続きまして、冬季発生系群ですね。

ページは変わりました、39ページになります。

上側のスライド、パネルを御覧ください。

まず、冬季発生系群の分布域なんですけれども、東シナ海に産卵場がありまして、太平洋を北上していく系群だと。太平洋を北上して行って、帰り、産卵場に帰るのは日本海を通るというものでございます。

漁獲量の推移ですけれども、秋季発生系群の動向とよく似ておりまして、近年非常に低い状態が続いているという状況でございます。

図の3に移りまして、資源量と親魚量ですね。

資源量がオレンジ、灰色が親魚量を示しております。両者ともに、同じような傾向を示しておりまして、2015年以降、低い水準で推移している。非常に低い水準で推移しておりまして、特に最後の2年というのも歴史的に低い水準に入っているという状況でございます。こちら、2022年に関しては、最新まで示してはございますけれども、資源量と親魚量に関しては暫定値であります。

下のパネルに移りまして、本系群に採用されております目標管理基準値、限界管理基準値、禁漁水準というのは、まず、目標に関しては23.4万トン、限界管理基準値は13.2万トン、禁漁水準は1.4万トンとなっております、じゃ、現在の資源の状況というのを見ますと、ページは変わりました、40ページですね。

40ページの上側のパネルの左側、神戸プロットとなります。

最後の年が青丸で囲まれております2021年で、こちら、秋季と同じように左下の黄色いゾーンに入っているというものでございまして、親魚量としては目標とする水準を下回っている。さらに、これ、限界管理基準値も下回っているという位置づけでございますけれども、一方、漁獲圧に関しては、MSYを達成する水準よりも下回っている、漁獲圧に関しては、低くなっているという状況でございます。

こちらに関しても、3年間漁獲量一定方策が採用されておりました、現在、用いられている β は0.45が採用されております。

将来予測の結果を御覧いただきたいのですが、こちらは41ページですね。

41ページに移りまして、上側に将来の平均の親魚量、下側に将来の平均漁獲量を示しておりました、 β が0.45の結果というのが赤枠で示されているというものでございます。

今の現在の状況で、目標を達成する確率というのを見ますと、まず、5年後に親魚量が限界管理基準値を上回るのは、現状ですと42%。2031年、10年後に親魚量が目標を上回る確率は39%と、両方ともに50%を下回っているという状況でございます。

将来の漁獲量なんですけれども、こちら0.5万トンがABCと与えておりますので、23年、24年というのは0.5万トンということになっているのと、2022年、こちらは暫定値なんですけれども、0.5万トンを大きく上回っている3.9万トンになっているということが分かるかと思えます。

以上で、するめいか秋季発生系群、冬季発生系群の資源評価の説明となります。ありがとうございました。

○資源管理推進室長 ありがとうございました。

続きまして、私から、するめいかのTACの設定及び配分案について御説明いたします。資料は3-12ですね。59ページ、御覧ください。

するめいかのTAC設定の考え方ですが、令和3年度に開催されたステークホルダー会合での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙2-12に定められた漁獲シナリオで算定されたABCをTACとするということでございます。

先ほど、資源評価の説明の中で、秋季発生系群についての下方修正のお話がありました。また、2031年における目標管理基準値の達成確率が50%を下回る状況という御説明がありましたが、このシナリオを策定した際に、その資源の変動が大きい中で管理の安定性を確保するため、リスク回避の観点から、漁獲圧力を低く設定した上で漁獲可能量を固定したシナリオとするという形で、3年間の固定のシナリオが採択されたという経緯がございます。したがって、この令和5管理年度においても、このシナリオに従った形で3年間の固定ということで、7万9,200トンのTACとしたいという案でございます。

配分につきましては、60ページの下のところに書いております。

まず、1万トンを国の留保といたしまして、残りを過去3か年、平成30年から令和2年までの漁獲実績の比率等に基づいて、大臣管理区分及び都道府県に配分するという案でござ

ざいます。

具体的には、61ページにありますとおり、大臣管理分としましては、沖合底びき網漁業に1万3,300トン、大中型まき網漁業に3,800トン、大臣許可いか釣り漁業に1万4,500トン、小型するめいか釣り漁業に1万8,300トン。

知事管理につきましては、数量明示は北海道のみでして、5,600トン。その他、表の右側に書いておりますところについては現行水準とするということでございます。

また、先ほど諮問の第405号で御承認いただきましたとおり、大臣許可いか釣り漁業につきましては、IQ管理を実施するというので、当初の時点で留保のシェア相当の50%。具体的には800トンになりますが、これを留保から上乘せして、当初の時点で配分することとしまして、漁期中に国の留保からの追加配分は行わないとするということでございます。

その他の管理区分については留保からの配分ルールは昨年同様といたしまして、北海道については75%ルールを適用するというところでございます。

配分の案については以上でございますが、資料の11ページに別紙2とございますところを御覧ください。

令和5管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通等についてというところでございます。諮問文で申しますと、資料3-1の諮問文で申します、「また」以降のところでございます。

漁獲量の変更に係る配分、留保からの配分等について、こういう場合にはこういう形で留保から追加配分等を行うということで、農林水産大臣の裁量を発揮されない機械的なものについては、あらかじめお諮りした上で事後報告とさせていただきたいという内容で、毎年、当初の時点でお諮りするということでございます。

今回のすけとうだら及びするめいかにつきましては、11ページの1の(1)にございます、すけとうだら太平洋系群につきましては、資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生した場合の追加。

すけとうだら日本海北部系群につきましては、先ほど配分のところで御説明しましたが、前管理年度の未利用分について、5%を上限として繰越しをする場合。

また、するめいかにつきましては、国からの留保について、いわゆる75%ルールで配分を変更する場合。

さらに、共通ですけれども、融通に伴う数量の変更というもの、これらにつきましては

事後報告という形でさせていただきたいというものです。

私からの説明は以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのするめいかについて、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

岩田委員、どうぞ。

○岩田特別委員 失礼します。意見、初めてでございまして、的外れの意見があったら、御容赦願いたいと思います。

先ほどの水産資源研究センターの御説明を含めて、私がいつも感じることですが、日本のするめいかの漁獲量はTACを大きく下回っております。特に、秋季発生系群の資源量が、昨年からはほぼ半減をしております。このような状況の中、数年前からの中国船等の乱獲の継続によって、この高い漁獲圧力が現在の資源減少の主要な原因の一つであると、私は明白であると確信をしております。

このような状況の中、先ほど大島さんの方から触れていただくかなというふうに思っていたんですが、36ページの補足資料の中に、私は是非これを達成していただきたい、大きな願いがここに書いてあるんですが、国際的資源管理の必要性に関して、資源評価の高度化に向け、大陸側からの資源豊度の把握が重要であり、その系群を漁獲する各国からの情報の収集は必要であると、このように記されております。私は大いにこれを期待しております。今まで長年の懸案でございましたし、いろいろと御苦労はあるかと思いますが、是非、この方策を具体的な効果を求めて、少しでも前進をしていただきたいというふうに思っております。また、この進捗が余り思わしくなければ、日本だけの管理では難しく、令和6管理年度を終わるまでには、管理手法そのものを、是非御検討していただきたいというふうに思います。

重ねて、ちょっと遅れて申し訳ございませんが、先ほど御説明あった冬季発生系群の資源の回復、これに関しても大変急務になっております。今回、資源再建計画を策定していただき、有り難いことですが、しかしながら、それまでのプロセスが、これまでの同じ管理を続けて今になったということでございますので、この状況にあることを認識した上で、こちらにも新たな管理手法というものも含めて検討していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。お願いします。

○田中分科会長 これは国際的な話が最初にあるので、水産庁の。

○資源管理部長 ありがとうございます。

資源管理部長の藤田でございます。

おっしゃるとおり、かなりするめいかにつきましては、これまでの情報でも、日本海における分布回遊域がどちらかというところ北偏しているというんでしょうか。そういった傾向が見られております。我々の方といたしましてもそれをしっかり認識をしておりまして、これからも、水研さんとも多分協力をしながらということだと思っておりますけれども、しっかりこの情報収集をする。さらには、様々な機会を通じまして、例えば国交があります韓国とかには、どうやった形であれば資源管理ができるのかと、そういったことについてもしっかりと働きかけをして、できるだけ効果がある形を、引き続き求めてまいりたいというふうに考えてございます。

○田中分科会長 じゃ、データ収集とかについては、何かコメントありますか。

○水研機構浮魚資源副部長 ありがとうございます。

漁獲量の情報に関しては、今ここでお話しさせていただいたとおり、韓国に関しては情報が公開されていますので、それを使っている。ただし、中国に関しては仮定値と言っていますとおりに分らない、ある程度仮定を置いてやっているというところでございますけれども、少なくとも、今漁船数が減ってきておるので、その状況は反映させようというのが今回の状況ですけれども、もっと大事なのはやはり資源量指標ですよね。つまり、その年の資源量が多いのか少ないのかというのが、今我々がどうしても見られるのは日本のEEZの中だけの情報だけですので、ここに書いてあるとおり、ちょっと、この私の説明のところをちゃんと強調すればよかったんですけども、ほかに関しては、行政の方と一緒に、そういった情報がちゃんと国としての公式的な資源評価の中で使えるような形で進めていければなど。我々に関しても、そちらに関しても、そういう情報が得られましたら、資源評価の方法をよりよくして行って、よい資源評価の結果を公表できるようにしていきたいと考えております。ありがとうございました。

○田中分科会長 どうぞ、岩田委員。

○岩田特別委員 いわゆる日本海の特徴として、これほど日本海側、EEZが少ない海はないんじゃないかなというふうに思うんですね。日韓暫定水域しかり、規制 【★1:20:00】しかり、いろんな問題で、日本だけの資源管理あるいはそれを突き詰めることでいいのかということがあるもので、先ほど中国のことも触れさせていただきましたけれ

ども、中国や韓国やいろんな国と、何とか情報を共有して、我々も有り難い意見を、貴重な意見を頂いて、また、我々の資源管理に向けての努力の礎とさせていただきたいというふうに思いますので、是非、大変でしょうけれども、よろしくお願いします。

○田中分科会長 要望があったということで、水産庁、水産研究所に御尽力いただきたいというふうにお願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 今するめいかの漁獲実績見ても、どんどん減って行って獲れないという状況の中で、TACの設定は上げていくわけですね。これは何かちょっと矛盾するような考えがあるんですけども、その点に関するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○田中分科会長 これは機構の方で。

○水研機構浮魚資源副部長 TACですので、ちょっと。

○田中分科会長 将来予測の絵でしょう。じゃないの。

○木村委員 60ページのところですよね。この参考の2か参考の3のところ。

○田中分科会長 じゃ、これは水産庁の方で。

○資源管理推進室長 先ほど簡単に説明の中でも触れましたけれども、この評価、ABCに基づき、TAC設定するに当たって、安定性確保というところから、あらかじめ漁獲圧を低くした上で一定というシナリオを今採用しているところでございますが、今のシナリオが令和6管理年度までということになっているので、7年度以降のシナリオに向けては、また今後、新しい資源評価の結果も踏まえて、検討を進めていきたいと思っているところです。

○木村委員 一見、矛盾するようなところがあるんですけども、多分これはするめいかの生態が変わっている可能性もあってですね、分布域だとか、水深だとか。そういうふうなものの調査というのは当然必要で、それを漁業現場の方に反映させていって、効率的に漁獲ができる、TACの基準に合った。ぎりぎりまでは言わないんですけども、TACの設定の半分以下しか漁獲がないというのは、そもそもTACの設定が意味があるのかということにもつながりかねないので。多分、生態とかの調査も必要だろうと思いますので、是非やっていただきたいと思います。

○田中分科会長 じゃ、これは要望を承ったということで。

ほか、よろしいですか。

ちょっと、私から、一つ、二、三コメントが。一つでいいか。これ、多分、実際の資源変動って、この漁獲量よりずっと大きいと思うんですよ。計算してみて、びっくりしたんだけど、実際にはもっと変動しているはずなんですね。その割には漁獲量の変動って小さくて。

なぜかという、この再生産曲線の図があるじゃないですか。これ、見ると、3倍は動くんですよ、同じ資源量でも。ということは、横軸も3番ぐらい、親も動くわけで、めちゃくちゃ動いているんですよ。だから、そういうわけで物すごく変動が大きいんだけど、経済的な現象で漁獲の変動って抑えられているわけですね。この出てきたABCも、今、木村先生がおっしゃったように、漁場の変動とか、そういういろんな要因があって。実際には獲れないで抑えられちゃうんですよ、別の要因が効いて。

ちょっとそこで問題があって。3年漁獲量を固定すると、万が一、3年獲ったら、絶滅する確率があるんですよ。つまり、加入が失敗して、すごく低い水準になることがあるわけですね。ところが漁獲量は一定で、高い水準に設定しちゃうわけですよ。そうすると、加入が失敗したときには、資源量の方が漁獲量より小さいという結果になる可能性があるんですよ。だから、このやり方は多分長続きしないんですよ。私はだから、暫定的に3年と思ったんですよ。取りあえず、軟着陸のために3年だけやるっていう。これ、未来永劫、3年やったら、多分するめいか絶滅する。理論的にはそうなんですよ、という問題があります。

ほか、よろしいですか。

山下委員ですか。マイク。

○山下特別委員 石川県の山下です。

石川県漁協の小木支所区のいか釣りのパーセントですけれども、73%です。去年から見れば。それだけ、やっぱり数が少ないということですね。

それで、日韓民間協定で全国いか釣り協会、毎年韓国行ったり、日本来たり、毎年行ったり来たりはしておるんですけども、そのときに、停船補償金が韓国は250隻いるんですよ。停船補償金が政府では出ないでしょうと言っていました。日本では40隻しかいませんので。減船して、減船して、現在40隻しかいません。それで、200海里の漁獲は非常にやっぱり悪かったということです。

以上です。

○田中分科会長 情報と御意見ありがとうございました。

よろしいですか、水産庁、特に。

減船はお金が掛かるからね。なかなか、すぐにこの場でお答えはしにくいかな。

ほか、よろしいでしょうか。ウェブ参加の方もよろしいですか。

いろいろと、それでは、要望も出された、宿題も出たところではありますが、ほかになれば、将来改善をするということを前提に、原案どおり承認していただいたということ
でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、前提条件付ですが、そのように決定したいと思います。

それでは、次、やっとみなみまぐろに到達しましたが、事務局から説明よろしく
願います。

○かつお・まぐろ漁業室長 水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。
よろしく願います。

資料は、3の一番最後、67ページ、3-15になります。

私の方からは、みなみまぐろに関する令和5管理年度における漁獲可能量の設定及び配
分について説明させていただきます。

なお、みなみまぐろを漁獲する漁業種類は、かつお・まぐろ漁業のうち、いわゆる遠洋
まぐろはえ縄漁業となっております。

1ポツ行きます。みなみまぐろ保存委員会、CCSBTにおける、我が国配分数量につ
いてです。

CCSBTでは、令和2年の会合において、令和3年から5年の3年間の国別配分が合
意されており、我が国の配分量は6,425トンとなっております。このうち、インドネシア、
南アフリカに移譲する48トンを除く6,197トンが我が国への実質的な配分となっておりま
す。

国別の配分については、次のページに表を掲載していますので、適宜参照していただ
ければと思います。

また、CCSBTでは、国別配分の20%以内であれば、未利用分を翌年に繰り越すこと
が可能とされておりまして、現行管理年度、令和4管理年度には、その前年からの繰越し、
254トンを合わせた、6,425トンでTACとして設定しております。

2ポツです。令和5管理年度のTACの設定についてです。

次に、令和5管理年度のTACについてですが、来期へ繰越し可能な数量については、479トンと見込んでおります。みなまぐろは、4月から翌年3月を管理年度の期間としており、管理期間が終了していない現時点では、今期の未利用分のトータルの数量については確定はできませんが、みなまぐろ操業船の大部分は12月末までに操業を終了することから、これら、操業終了船、今期は割当てを受けた80隻のうち73隻の未利用枠を繰り越すこととしています。

また、昨年も同様の繰越し処理をしており、その際、1月～3月も操業を継続した漁船の未利用分については、令和4管理年度には繰り越さないことから、当該未利用分についても、令和5管理年度への繰越数量479トンに含めています。

我が国配分は、先ほど御説明したとおり、6,197トンですが、これに繰越量479トンを加えた6,676トン进行令和5管理年度のTACとして設定したいと考えております。

さらに、資源管理基本方針では、放流・投棄分を勘案して、留保枠を設定することとしております。今期の放流・投棄による死亡数量は、12月末までに106トンとなっており、1月～3月に操業を継続する漁船の分を含めた、管理年度全体の数量は109トン程度になるものと見込まれていることから、来期の留保枠についても109トンとした上で、残りの6,567トン进行大臣管理区分に配分したいと考えております。

令和3管理年度以降の、みなまぐろTAC、留保枠及び配分量につきましては、67ページの一番下の表を見ていただきたいと思います。

ここで気付かれると思いますけれども、繰越量、留保枠ともに、令和5管理年度の数量が増えています。繰越しに関しては、操業できなかった船というものが複数隻あるということでございます、それで増えています。

さらに、繰越量と留保枠、両方に言えることなのですが、近年、獲れるまぐろが痩せているものが増えてきているということで、その放流量が増えている関係から、繰越量、留保枠が増えているという状況でございます。

私からの説明は以上になります。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等ありましたら、よろしくお願ひします。

山内委員、どうぞ。

○山内特別委員 ありがとうございます。

直接、日本の漁獲に関してではないんですけれども、今回、過去まであった非加盟国漁獲枠というのがゼロになっているんですけれども、こちらは、非加盟国であって、かつ漁獲していたところがいなくなったのか、それとも、何か特段の事情があるんでしょうか。数年前は、特に非加盟国の中国の漁獲なんかが少し顕在化しているというお話もあったかと思うんですけれども。教えていただけましたらと思います。

○かつお・まぐろ漁業室長 正に、今、委員が言われたとおり、過去は非加盟国の漁獲というのが認識されていましたが、統計証明とあって、みなまぐろの流通というのはい管理しているので、そういったところの非加盟国の数量というものはないということとかですね、各種情報等から、近年の漁獲はゼロだというふうに判断していたと思います。そういうことだと思います。

○山内特別委員 ありがとうございます。

日本の輸入量はかなり大半を、9割方占めていると思いますので、そういう意味では、すごく資源管理を堅固なものにするという意味では、市場国としての日本の役割というのは非常に大きい役割を果たしていると思いますので、引き続き、漁獲だけではなくて、全体のモニタリングをお願いできましたらと思います。ありがとうございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかに、御質問等ございますでしょうか。

割当て量そのものについては、是非、やってもらいたいという。繰越しがプラスで、投棄がマイナスで、その差引きと割当て量と。

今ちょっとまぐろが痩せているというお話があったんですが、全般的に痩せているんでしょうか。それは漁場によって、痩せている場所とそうでない場所があるとか、その辺はいかがですかね。

○かつお・まぐろ漁業室長 漁場と時期までの情報はないんですけれども、獲れるまぐろが、いわゆる、業界用語ではらっきょうと言うらしいんですけれども、小型でかつ痩せているということで。漁業者は、その痩せたまぐろで自分たちの枠を整えて、持って帰ったら、みなまぐろ全体の値段が下がるのがということで、皆さん、やっぱり、ある程度、脂乗ったものでIQを整えているということを聞いております。ちょっとすみません、漁場と時期はちょっと分かりません、すみません。

みなまぐろのいくつかの漁場の中では、小型がたくさん獲れるというところはタスマン・シドニーという、多分そこだと思いますけれども、そこだと思います。

○田中分科会長 有益な情報をありがとうございます。痩せているんですね。

ほかに、よろしいでしょうか。よろしいですか。ウェブ参加の方もよろしいですか。

それでは、ほかにならないようでしたら、原案どおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 ありがとうございます。

特段、御異議ないようですので、そのように決定いたします。ありがとうございました。

これで、やっと2つ目の諮問事項が終わったところですか。

それでは、次に諮問第407号、特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更等についてに移ります。

事務局から、説明よろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資料4-1を御覧ください。

まず、諮問文を読み上げます。

4水管第3313号

令和5年2月13日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和4管理年度における漁獲可能量等の変更について（諮問第407号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（す

けとうだらオホーツク海南部) に関する令和4管理年度における漁獲可能量等について、別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

次のページに告示の案がございますが、内容は5ページ、資料4-2で御説明いたします。

先ほど、令和5管理年度のTACの設定・配分の御説明のときにも申し上げましたが、オホーツク海南部に分布するすけとうだら資源、いわゆるまたがり資源でございますので、基本方針別紙4-10において、漁獲可能量の算定方法は、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定することとしています。

令和4管理年度におきまして、近年の水準に比べて好調な漁獲が続いているということ踏まえまして、漁獲可能量を変更し、これに伴い、大臣管理漁獲可能量を変更することとしたいという案でございます。

具体的に申しますと、当初、5万8,000トンと設定していたものを、5,000トン追加しまして、6万3,000トンとする案でございます。

この変更後の漁獲可能量の計算方法は、6ページに参考3として書いております。

年間漁獲予測量と当初の漁獲可能量との差を不足分として、1,000トン未満切上げで追加するという事です。

まず、昨年4月から今年1月末までの漁獲実績が、約5万6,000トン強というふうな報告が来ております。これに対しまして、今後、2月、3月に見込まれる漁獲量でございますが、今年度、本管理年度、非常に漁獲が多く見られる。特に、1月には6,000トンを超える7,000トン弱の漁獲があったということですので、この1月の漁獲量を基に、3月——2月は休漁ですので——3月の操業に当てはめて、約7,000トンを見込んだということで、合計として6万3,000トン必要になるということから、不足分の5,000トンを追加という案でございます。

配分につきましては、沖合底びき網漁業に6万2,400トンということで、5,000トンを追加するという案になっております。

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

これ、あれですかね、分布の中心がロシア水域で、ロシアの方から今年はたまたまたくさん来た、有り難いことに。そういうことでよろしいですか。よろしいですか。

どうぞ、山内委員。

○山内特別委員 オホーツク海南部の資源のポジションも分かっている、少しコメントなんですけれども、どうしてもここで今御説明いただいた資源管理基本方針別紙4-10の部分で、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮してということで、括弧付きに引用されているんですけれども、先ほどの水研の皆様からの御説明でも、資源豊度は変化するし、推定は困難であるとか、その資源状況というのはまたがり資源であるから、やはり難しいという御指摘があったかと思います。そうすると、少し、何か、引用文で資源状況が良好な場合というふうに使われてしまうと、何だか、その一貫性といいますか、少し座り心地がちょっと悪い気がいたしまして、何か、もう少し違う形での、ラショナルといいますか、言い回しみたいなものがあると、一般には理解しやすいのかなというふうに思いましたので、コメントさせていただきました。

○田中分科会長 どうですか。

例えば、EEZ内のとか。資源全体じゃなくて、日本のEEZ内の。

○資源管理推進室長 そうですね。意味としては、そういう、日本のEEZ内で多く来遊が見られるということは、資源状況が全体としていいであろうという推定というか、そういう下で書いているところではございますが。なかなか、全体として分からない中でというのは御指摘のとおりなので、ちょっと……何か、今すぐというのはあれですけれども、タイミングを見て、そこは考えたいと思います。

○田中分科会長 御検討いただければと思います。

いずれにしても、この地には日本だけではどうにもならない資源だということなので、そういうこともちゃんと理解できるような文言をお考えいただければと思います。

よろしいですか、ほかで。ウェブ参加の方もよろしいですか。

特にないようでしたら、本件についても原案どおり承認していただいたということでもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 ありがとうございます。

特段、御異議がないようですので、そのように決定いたします。

○本間委員 分科会長、ちょっといいですか。

○田中分科会長 はい、本間委員、どうぞ。

○本間委員 北海道機船連の本間でございます。

オホーツク海南部のすけとうだらTACの速やかな増量ということで、本当にありがとうございます。資源管理を目的とした自主休漁期間中ですが、休み明けにはスムーズにまた操業を再開できるというふうに思っております。本当にありがとうございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、じゃ、先に進めさせていただきます。

次に、諮問第408号、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案についてに移ります。

事務局から、説明よろしく願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

まず、諮問文を読み上げます。

4 水管 第3324号

令和5年2月13日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令案について（諮問第408号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第6項の規定

に基づき、貴審議会の意見を求める。

本件についても、かつお・まぐろ漁業のうち、いわゆる遠洋まぐろはえ縄の漁獲物の転載についての説明となります。

資料の5-2ですね。失礼しました。資料5-1の3ページを開いてください。

現在、各地域漁業管理機関の管轄海域等で漁獲された漁獲物又はその製品を港内及び洋上で転載する場合は、①転載後、転載申告書を一定の期間内に提出すること。②地域漁業管理機関に登録された運搬船以外に転載しないこと。③洋上転載の場合、地域漁業管理機関のオブザーバーが乗船する運搬船以外には転載しないこととなっており、転載後の転載申告書を一定の期間内に提出することが定められています。

これを受けて、我が国は、漁業の許可及び取締り等に関する省令第59条の規定に基づき、①～③の規制の下で転載する場合のみの転載を認めているところです。

この資料の5ページの横表を御覧ください。5ページになります。

この表は、転載申告書に関する各地域漁業管理機関の措置を港内と洋上に分けて示したものです。左の列から、地域漁業管理機関の名称、港内や洋上における転載申告書の提出先と提出期限、措置の対象について記載しております。

黄色で塗り潰してありますが、一昨年から昨年にかけて開催された、全米熱帯まぐろ類のまぐろ類委員会、IATTC、インド洋まぐろ類委員会、IOTC及び大西洋まぐろ類保存国際委員会、ICCATの年次会合において、IUU漁業の対策を強化する観点等から、港内及び洋上における転載に関わる転載申告書の提出期限について、15日以内から5営業日以内に短縮する保存管理措置が採択されたところです。

措置の変更点については、黄色の背景に加えて、赤字で記載しておりますが、年次会合の議論の進捗とスケジュールの兼ね合いなどもあり、IOTCやICCATでは洋上転載の、IATTCでは港内及び洋上転載の申告書の提出期限が変更されております。

これを踏まえまして、資料の5-2、先ほどの3ページにまたちょっと戻っていただきたいんですが、その下の方に概要と書いてございまして、我が国においても、当該保存管理措置を担保するため、漁業の許可及び取締り省令に関する省令の①②のとおり、改正する必要があると考えております。

また、予定といたしましては、4月上旬頃の公布、施行をすることを考えておりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

なお、ただいま御説明した改正案については、1月7日～2月5日まで、パブリックコメントの手続を実施したところですが、1件の意見がありました。内容の変更を求めるものではありませんでした。

なお、今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合、再度、分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については分科会長了解の上、修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

これも条約、基準にしちゃっているんで、是非もないやつだけれどもね。

これ、ちなみに、転載したときの様式というのはあるんですか。

○かつお・まぐろ漁業室長 ございます。様式は、運搬船の船長がサインして、漁船の船長もサインする。それを旗国にファックスなりeメールで送る。我が国の場合は、清水の駐在所で冷凍まぐろ水揚げを管理していますので、清水の駐在にそれを送って確認しているということでございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ということだそうです。

よろしいですか。ウェブ参加の方もよろしいですか。

どうぞ、川辺委員。

○川辺委員 ありがとうございます。

東京海洋大学の川辺です。御説明ありがとうございました。

本筋とちょっと違うのですが、5ページの表を拝見しますと、地域漁業管理機関が幾つもある、その5つのうち3つだけ洋上転載について変更がある。こういうものは、ほかの地域漁業管理機関も足並みをそろえるものなんでしょうか。今回、黄色くなっていないWC PFなども、5営業日以内というふうに変えていくものなんでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 おっしゃるとおり、今回、IATTCが一番先行して、港内も洋上も5営業日になったと思いますが、これは同じ遠洋まぐろはえ縄の操業に関わることなので各地域漁業管理機関に広まるというか、伝播するというか、同じようなルールになるというふうに、ほぼ思っていて構わないと思います。

ちなみに、このIOTC、インド洋であったり、大西洋が、港内転載がまだ決まっていないというのは、これ、たまたま年次会合でいろいろな議題がある上でこの議題に間に合わなかったというような事由だというふうに思いますので、来年に関していえば、もう、IOTCでもICCATでも、港内における転載はほぼほぼ5日営業日という決議案が採択されるものというふうに我々は考えています。

以上です。

○川辺委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○田中分科会長 どこかがこうやってやると、もうやらないわけにはいなくなるよね、国際会議だから。怠けてんじゃねえって言われちゃうから。

よろしいですか。

なければ、本件につきましても、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

それでは、続きまして、諮問第409号、水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和5年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画についてに移ります。

それでは、事務局から説明よろしくお願いたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

資料6-1を御覧ください。

初めに、諮問文を読み上げます。

4水推第1298号-2

令和5年2月13日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和5年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第409号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第23条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容を御説明いたします。

1 ページめくっていただきますと別紙が出てきまして、これがお諮りしたい、御審議いただきたい人工ふ化放流に関する計画ですが、後ほど、詳しく御説明をいたします。

もう1 ページめくっていただきまして、5 ページ、資料の6-2 というのが出てまいります。そもそも、この個体群の維持のための人工ふ化放流、どんなことのためにやっているのかという説明がこの紙でして、上の段にありますように、多様な遺伝形質の保持によって、各種のリスクを回避すること、それから遺伝的多様性を維持するためのふ化放流、それから資源状況を把握するためにも、こうしたふ化放流が必要だということで、特にこの枠でやっている放流については、下の丸の方ですけれども、漁業の対象になりにくい早期及び後期の回帰群も含めてふ化放流を行うということにしておりますし、「また」以下のところですが、全ての放流魚に耳石温度標識を付けまして、放流サイズごとだとか、放流時期ごとの回帰状況などが調査されている、調査できるようになっているという仕組みでっております。

下の参考のところには水産資源保護法の条文がありますが、毎年度、農林水産大臣が計画を定め、水産政策審議会の意見を聴かなければならないというふうにされております。これに基づきまして、毎年、本分科会に諮って実施しておりますが、今年というか、令和5年については、ここに見直していくところがあるということでお諮りしたいということです。

ページをめくっていただきまして、7ページ、6-3です。

これが、令和5年度に特にということですのでやることですのでけれども、経緯のところを御覧いただけますと、さけ・ますのふ化放流、特に機構が行っているこの放流に関する状況の変化なんかがあったということで、有識者による検討会を開催し、1の(2)のところですが、令和2年3月に取りまとめを行い、これを公表した。幾つかの柱がありますが、その中で放流魚種の見直しをするというようなことも取りまとめの中に記載されたということです。

この放流魚種の見直しの一環として、この公表以降、ここにありますような、からふとます、べにざけ、さくらますの放流体制について、現場のところも含めて検討・調整を行ってきたということです。今般、そのうち一部が整ったということで、計画に反映させて、令和5年度に実施したいということです。

2のところを御覧いただけますと、どういうことをするかというのが書いてあります。からふとますとべにざけの放流体制について見直しをしたいということで、現場の漁業者をはじめとして、増殖をやっている方々も含めて了解が得られたということなんですけれども、からふとますについては、低温の河川水の利用が可能なふ化場で継続するというので、従来3河川でやったものを1河川にする。

それから、べにざけについては、これまでの調査研究の結果、漁業資源への寄与がほとんど認められていないということで、ふ化放流を見直しとここには書いてありますが、ちよつと次のところで御説明します。

これらを通じて、一番下のところですが、しろさけの資源回復に向けた技術開発に施設の能力を集中させるということにしたいということでもあります。

次のページ、御覧ください。

8ページに、赤字で記したところが、今回、令和5年度において変更したいところということで、からふとますについては左から2番目の、さけの次のところからふとますが縦の欄にありますが、従来3河川でやっていたものを1河川のみにする。それから、その隣の隣、べにざけという欄がありますけれども、ここについては、従来やっていたものを全てなくして、ゼロにするというようなことになっております。

6ページ以降、場所ですとか、それからそもそも今回見直しを図ることのもとになっている検討会の報告書なんかも付いておりますので、後ほど、御覧いただければと思います。説明については以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

計画の修正というか、背景には施設の老朽化というようなこともあるんですか。

○栽培養殖課長 はい、そうですね。資料にも記載しておりますが、そういうこともあります。なかなか、更新が難しいという状況のところが多いということも事実です。

○田中分科会長 人の問題もある。

○栽培養殖課長 はい、人の問題もあります。そこは人の問題で、こういう技術なんかが悪化しないように、別の支援もありますけれども、行き届かないところもあるかもしれません。

○田中分科会長 ということだそうですね。

○川辺委員 すみません。

○田中分科会長 どっちにする。いいですか、じゃ、川原委員。どうぞ。

○川辺委員 お先にどうぞ。

○川原特別委員 どうもありがとうございます。川原でございます。

説明いただきました資料の中で、さけの資源回復に向けた技術開発に施設能力を集中させることとすると、一番最後のところにあったのですが、7ページ目の資料6-3ですね。これは、具体的には15ページ目の内容のようなことなんでしょうか。それとも、もっとほかに違う方法というか、方策を考えていらっしゃるのでしょうか。教えていただければと思います。

○栽培養殖課長 機構の方でやっておることはこの15ページにあるようなことが中心になります。それとは別に、機構が関わったというか、主体的に関わった上で、別に民間のふ化放流事業体があって、そこがいろいろやっているんで、近年、そこでは、さっきの大不漁も昨シーズンですかね、1シーズン前ありましたし、いろんなことを踏まえて、そういう民間のところでは河川ごとに環境変動なんか強い稚魚をやっ払いこうというような取組もありますので、大きくはそういうところにも水研機構がやることにつながっていくというような部分もあるということで御理解を頂ければと思います。

○川原特別委員 ありがとうございます。

○田中分科会長 それでは、川辺委員。

○川辺委員 同じ質問です。後ろの方のパワポの図に説明があるのですがけれども、さけの

資源回復に向けた技術開発に施設能力を集中させるということがどういうことなのかがよく分からなかったのですが、民間施設と事業所施設の相互利用ということでしょうか。

○栽培養殖課長 やり方は各種あるということだと思います。特に、北海道については、量的にもすごい量を本州と比べてやっておりますし、歴史と伝統があるということで、そこがどういうふうに対応していくかというのが、いまだ迫られているということだと思いますので、こういう整理と並行して、そこで空く部分もあるわけですから、そういったところをどう有効利用していくのかというようなことも併せて考えていくということではないかと考えております。

○川辺委員 それは、今後の計画という理解でよろしいのでしょうかね。

○栽培養殖課長 そうですね。まだ、調整過程というところもありますので、整ったものからということで、今回整った部分をお諮りしておりますが、まだ進めていかなければいけないところもあって、現場中心にそこはやっていくということになりますので、そういったものと併せてとか並行してということではないかと。

○川辺委員 分かりました。御説明いただきありがとうございます。

○田中分科会長 ほか、よろしいですか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木特別委員 佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

御発表、どうもありがとうございました。

タイミング的にすごく直前だったんですけれども、ニュースで北海道大学と道総研さんの研究結果がつい数日前に発表されているのを拝見しまして。それは、過度な魚の放流は長期的にはその種を含む生物種を減少させると。その放流対象種だけではなくて、それ以外の生物も排除するという研究結果が発表されたようで、すごく衝撃を受けたんですけれども、こういう研究結果というのは今後の方針というのに反映されていく可能性があるのでしょうかという質問でございます。よろしくお願いいたします。

○田中分科会長 機構がいなくなっちゃったよね。

○栽培養殖課長 そのニュースは、私もアウトラインですけれども、拝見しております。さけ・ます、特にさけなんかのふ化放流でいえば、欧米、アメリカ辺りと日本とはかなり状況が違っておりまして、アメリカの方はやっぱり広大なアラスカみたいなところがメインなので、ふ化放流やっていないわけではないのですが、日本とは大分レベルとか、そこでの資源に対するインパクトが違うというのもあって、従来、かなり昔から、自然のふ化放

流だとか、人間の手を掛けないものを自然産卵なんて言ったりしているらしいんですけども、そういったものが資源に与えるインパクトというか、影響みたいなものを中心に研究していらっしゃる方もいらっしゃるということだと思います。

我が国の方でも、水研機構にもそういったことを研究しておるものがありますし。それから、さけの一連の数年来の不漁を受けて、もう一昨年になりましたけれども、不漁問題検討会というのを水産庁も開催いたしまして、さけとさんまといかについてやったんですけども、さけのところで出てきた理論というのは、有識者の方々から、従来型のふ化放流に加えて、自然産卵と言っていますけれども、人間が余り寄与しない、川を上って行って、ペアリングしてみたいなものがかかなり有効に機能するんだと、ふ化放流全体にですね。というような御議論もあったということで、水研センターも、それ以降、そういったことに向けてより検討を進めていくというようなことをやっております。まだ、ちょっと道のりの過程というところですけども、そういったことも踏まえた、研究成果などを踏まえたふ化放流というのをこれからも模索していくということだろうと思っております。

○田中分科会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

その、不漁問題委員会、私も出ていたんですけども。これ、遺伝の問題だとすると、思いのほか、淘汰っていうか、早いんですよ。例えば、遺伝的な問題で死亡率が高いんだとすると、もうそれはその場で死んじゃうわけですね。例えば、水温が高かったから死ぬというんだったら、もう死んだやつで、生き残ったやつが、今度親になって、さけになって帰ってくるわけですよ。

だから、あゆの冷水病の話もそのときしたんですけども、何年か前はあゆの冷水病って、全国で大はやりで大問題になったけれども、今話題にもならないですよ。あれ、年魚だからね。でも、もし遺伝的な原因だったら、もう病気で死ぬやつは全部死んでいないわけだよ。という可能性があるんじゃないかと、うちの大学の先生が言っていましたって、受け売りなんですけれども。

だから、なかなか、これ、分かんないですよ。だから、多分さけも、そのうち、そういうもんであれば、戻ってくるんだと思うんですね、放っておいても。

ちょっと私が一つ聞きたかったというか、何でべにぎけというのがあるのかって。もともと、べにぎけっていなかったんじゃないかという。

○栽培養殖課長 詳しく調べたわけではないんですが、おっしゃるとおりで、もともと、

我が国に在来の、いわゆるベにぎけですよね。降海型のベにぎけというのはいなかったということになっていて、今これまで放流してきたベにぎけも、我が国の原産であるひめますですよね。これは北海道の一部の湖にいたということで、その降海型がベにぎけということになっているので、そのひめますの資源を使って、ベにぎけが増産できないかということで、ずっとやってきたということなんですが、現時点において、帰ってくるのは年間数百匹レベルということで、さっきも出てきましたけれども、なかなか産業レベルで成果が上がっていないというのが現状だと認識しております。

○田中分科会長　ということで、私は個人的には、生態系攪乱をやめたんだから、いいんじゃないかというふうに思ったんですけども。もともといないやつを放流していたわけですからね。今の時代からしたら、それはアウトなんで。

ほかに、よろしいでしょうか。

では、なければ、本件につきましても、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長　ありがとうございます。

それでは、そのように決定いたします。

それでは、諮問第405号から第409号について、確認のため、答申書を読み上げます。

答申書

4 水 審 第 37 号

令和5年2月13日

農林水産大臣 野村 哲郎 殿

水産政策審議会

会長 田中 栄次

令和5年2月13日に開催された水産政策審議会第122回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認め

る。

記

- 諮問第405号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（するめいかの別紙2の変更及びするめいかの資源再建計画に係る別紙4の追加等）について
- 諮問第406号 特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について
- 諮問第407号 特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更等について
- 諮問第408号 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令案について
- 諮問第409号 水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和5年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

それでは、これを藤田部長に。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○田中分科会長 それでは、続きまして、審議事項に入ります。

第10回資源管理手法検討部会の結果について、事務局から説明をお願いします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

御説明いたします。

資料7ですね。

資源管理手法検討部会は、TAC魚種の拡大の候補魚種について資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合での議論に向けまして、論点・意見を整理するための部会でございます。部会の運営規則の第2条で、部会はその調査審議の結果を分科会に報告するものとし、分科会はその結果を審議し議決するとされております。

今回はマルアジ日本海西・東シナ海系群及びムロアジ類東シナ海並びにキンメダイ太平洋系群に関する検討を行いました、昨年12月20日に開催されました第10回の資源管理手法検討部会において取りまとめられた論点・意見について、事務局である水産庁から御説明をいたします。

資料7、まず、マルアジ日本海西・東シナ海系群及びムロアジ類東シナ海についてです。

これまでと同様に、漁獲等報告の収集について、資源評価について、資源管理について、ステークホルダー会合で特に説明すべき事項についてという、4つに整理しております。

マルアジ、ムロアジ類につきましては混獲が主体であるということや、資源評価、いわゆる2系のルールによる評価が難しいというようなことからの御意見が多く出ていたものです。

まず、漁獲等報告の収集についてです。

混獲が主体であることも踏まえ、漁獲情報を正確かつ迅速に収集する体制を整備すべき。

資源評価精度向上のため、魚種別漁獲量が把握できる体制を整備すべき。

資源評価につきましては、以下の点に係る科学的な妥当性について、関係者が理解できるよう、丁寧に説明すべきとしまして、外国の漁獲量が漁獲の大半を占めると思われる中で、我が国の漁獲データのみで資源評価を行うこと。分布や生態の異なるムロアジ類5魚種を1つの資源として評価すること。基本的に混獲される種である中で、漁獲データを用いて資源評価を行うこと。狙い操業を考慮した資源評価手法。これらについて、丁寧に説明すべきという御意見を頂きました。

また、大中型まき網における東シナ海沖合での操業回数の減少を適切に踏まえた資源評価を行うべき。また、今後、同海域への出漁の再開など、状況の変化があった場合には、資源評価の内容の見直しを行うべき。

2系ルールによる資源評価は理解が難しく、また、精度・信頼性に疑問がある。再生産関係が推定されている魚種での試算や図を使ったかみ砕いた説明などにより、関係者に分かりやすく説明すべきという御意見を頂戴しました。

資源管理につきましては、資源全体の漁獲量に占める我が国の漁獲割合はごく僅かである中、TAC管理を行う科学的な妥当性について説明すべき。

混獲が多くを占めることから、特に漁獲上限に近づいた際の混獲対策や管理上の工夫の検討が必要。

漁獲量の割合が少ない魚種に対する漁獲回避指導等が漁業経営へもたらす影響を踏まえ

て、管理措置を検討すべき。

資源評価に課題がある中で数量管理を導入するのは時期尚早であり、段階的に推進すべき。

漁業経営を圧迫しないTACを設定すべき。また、漁獲枠の設定による急激な収入減少を軽減する弾力的な措置を導入すべき。

複数種管理の方法について、目標設定の方法を含め、検討すべき。

TAC管理導入に伴う漁業者や流通業者等への影響及びその対応について、地域包括的に検討・対応してほしい。

次が、ステークホルダー会合において、特に説明すべき重要事項についてです。

漁業者だけでなく、流通関係者等から幅広く意見を聴く必要がある。

資源評価や漁獲シナリオ等について、計算プロセスや課題も含めて、分かりやすく説明してほしい。

数量管理導入の必要性やその効果について、科学的な根拠を説明すべき。

外国の漁獲状況が不明であり、その操業いかんにより、我が国漁業者への影響も大きいことから、TAC管理の導入について慎重に議論を行うべき。

以上が、マルアジ日本海西・東シナ海系群及びムロアジ類東シナ海についての論点・意見の取りまとめでございます。

続きまして、キンメダイ太平洋系群です。

キンメダイにつきましては、これまで、一都三県を中心に自主的な管理を取り組んできたということからの御意見ということで、非常に多くの御意見を頂いたところです。

まず、漁獲等報告の収集について。

多くが自由漁業であることを踏まえ、漁協等を含めた現場に負担のかからない報告体制を構築することが前提となる。

採捕位置や体長など、管理だけでなく、評価の精度向上にも資する報告内容等を検討する必要がある。

適切な資源管理のため、本系群を利用する全ての地域の漁業、遊漁船等による漁獲量を把握する必要がある。

資源評価につきましては、本系群の資源評価・管理について、一都三県において、生態から漁獲に係る詳細な調査を実施し、その生態を十分に解明して、精度の高い資源評価、適切な管理手法の構築を図る必要がある。基本的には本系群を利用する全都県を対象とす

るべき。

定量的にTAC等を設定するのであれば、各地域の努力量削減や漁場における環境変化等を評価に加味するべき。

再生産関係、年齢別漁獲尾数の推定、CPU Eの標準化、これは環境や獲り控えの影響等の考慮、こういったこと。さらには、遊漁や食害の影響、当該漁業の就業者の趨勢などの多様な要因を考慮した、十分な資源評価となるよう、関係情報を収集するべき。

本系群の分布域全ての資源評価を漁場毎に行い、漁場毎の資源管理目標を設定すべき。漁獲努力量による目標が望ましい。このような御意見を頂きました。

資源管理につきましては、漁業者はこれまでの自主管理の継続で十分管理が可能と考えている。自主的な管理の有効性を確認し、自主管理を基に資源管理すべき。

十分な精度の資源評価に基づき、漁獲シナリオの検討・設定をするべき。特に、親子関係が不明であり、それに基づくTAC管理に不安。

一般論として、最新の技術、データに基づく数量管理が必要なことは理解。しかし、本系群へのTAC制度導入は一都三県のみを管理対象にすることの不公平感など、様々な問題がある。系群全体の資源管理を行うべき。

小型魚の保護や釣針数等の制限など、長期にわたり取り組んできた一都三県による自主的な資源管理を評価した漁獲量の配分をしなければ、不公平感を助長する。単純な実績ベースの適用はすべきではない。

漁業者は——ここ、同じものが入っていますね。すみません、この3ページのところまでは、申し訳ありません、ちょっと編集のミスで同じものが繰り返しになっており削除します。

飛ばしまして、ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項についてです。

これまでの漁業者による自主的な資源管理を評価。

本系群にTAC制度を導入する合理性の検証。

資源の公平な利用に向けたTAC導入された場合における配分方法・管理方法の考え方等。

TAC導入に伴う減収の支援策等。

太平洋沿岸の本資源を利用している関係都県での遊漁等を含めた資源管理、サメ等の食害対策。以上がキンメダイにつきましてはの論点・意見の整理でございます。

説明は以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

山内委員、どうぞ。

○山内特別委員 御説明ありがとうございました。

こちらのキンメについてなんですけれども、非常に長く自主管理で沿岸地域で成功されてきた地域を、これからどうやって新しい資源管理の枠組みにうまく移行していくかというところのすごくモデルになってくる議論になるのだろうなというふうに感じております。その上で、ちょっと2つほど質問をさせていただきたくて。

これまでされてきた、やはり自主管理の在り方というのを今の資源配分の枠組みで使えるように評価していくという中では、何か、自主管理で皆様が取り組まれてきたことを定量的に、トランジットな、何か翻訳するような、そういった科学的な何か手法というのは検討されているのかということが1点と、2点目は、一都三県のみということで、この一都三県が最もデータであったり、やはり、やりやすい条件があるということも理解しながら、一方で、太平洋側のキンメになると、将来的にはN P F Cとの関連性が出てこないとも限らないのかなというところが思っております。そういう意味では将来的に、少し長い目を見たときに、N P F Cを含めて、太平洋系群としてのキンメのところを、資源管理を強化していく絵みたいなのところはどういうふうに検討されているのか、2点お聞かせいただければと思います。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

まず、1点目の自主的な管理の評価の部分なんですけれども、一都三県での協議会というか、そういう広域管理の議論をする場というのはあるんですけれども、実際のところ、なかなか、それぞれ漁場の特性なり、漁法なりも違ったりというところもあって、同じことを皆で一緒にやっているわけではないということもあって、なかなか共通の指標というか、共通の軸で評価するというのが難しい状況となっていて、逆に、数量というのが共通の言語になるようなものではないかと思っております。

なかなか、評価難しいところはございますが、意見にあるとおり、我慢してきて、この漁獲量になっているというところと、同じ漁獲量でも獲れるだけ獲っている——そういうところがあるわけではなくて、皆さん、それぞれ我慢していますけれども——そういった状況の違いをどう管理の手法あるいはT A Cになったときの配分に反映させていくかとい

うのは、これから、皆さんの御意見いただきながら、検討していく必要があると思っております。

あと、一都三県からの広がりなんですけれども、今、まずは一都三県がいろいろ取組をされているし、データも蓄積されているというところで、評価もそこを対象にしているわけなんですけれども、将来的には四国ですとか九州の方への広がり、あるので、こういったところも視野に入れながら、資源管理の議論はしていく必要があると思っておりますが、ただ、N P F C、天皇海山の方につきましては、今同じ資源だというような考え方はしておりませんので、そこは分けて考えているところです。

以上です。

○田中分科会長 よろしいですか。

私も、山内委員と同じ意見を持っていて、ちゃんと沿岸の今までの資源管理の効果を評価すべきだと言っているわけで。方法がないかということ、あるんですよ、ちゃんと。漁獲係数で比較できるんですよ。漁業種類別の漁獲尾数が漁業種類別の漁獲係数に比例しているので、だから、地域別あるいは組合別でもいいんですけれども、その漁獲尾数が、Fに対するという、その計算の技術になっちゃうんですけども、それさえ分かれば、全部計算できるんですよ。

それから、針数なんかも、ここ10年間ぐらい、20年ぐらいかな、半分ぐらいに落ちているんで。もし、今までどおり、減らさないで獲っていたら、漁獲の圧力高いままじゃないですか。それから、生まれてくる子供の量、何トンの親から何トンの、何割、何匹、子供が生き残るかという、過去のデータ、全部あるわけですね。今の推定種。だから、漁獲の圧力が減っていなかったら、親の数も減っているし、子供も減るし。そうしたら、資源減っているはずになるわけです。そういうシミュレーションをやれば、出てくるんですよ。

実例としていうと、例えば静岡県でやっていた例なんですけれども、まだいのふ化放流。これ、もしやっていなかったら、どうなったかとか。やっていけば、追加の親の量があるわけじゃないですか。それをゼロにしたら、どういうふうに推移していったら、今どうだろうかという計算結果があるわけです。それと同じ方法を使えば、できちゃうわけですね。要は、労力の問題なんだけれども、できない話じゃないんですよ。やればできる話なんです。

それから、N P F Cの話は私もちょっと気になっていて、今のうちから資源の囲い込みをしろって、政治的な発言をしていたりするんですけども。日本の200海里内だけにし

ておけ。そうしないと、外国船が入ってきて、さんまみたいになったら、あっという間にシェア奪われちゃうわけですよ。しかも、これ自由漁業だからさ。国としては、全然知ったこっちゃないみたいな、守れないような漁業になっちゃう。ということで、ちょっと、そこは心配な点ではあるんですね。

よろしいでしょうか。何か、私ばかりしゃべっちゃった。

どうぞ、川越委員。

○川辺委員 ありがとうございます。

○田中分科会長 あ、ちょっと待って。

○川越特別委員 いいですよ。

○田中分科会長 あ、いいですか。じゃ、川辺委員、どうぞ。

○川辺委員 ありがとうございます。

内容についてではなくて、一つ確認させていただきたいんですけれども、この結果についてのまとめは出席された参考人の方々にも確認いただいたと伺っているのですが、それでよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 はい。今回、議論の中で非常に意見が多く出されて、こちらの方で取りまとめの案をちょっと整理するのに時間が掛かったことがありましたけれども、会場からの御指摘も踏まえまして、ここは、案としては示したものとなっています。

○川辺委員 ありがとうございます。

今回、そういうふうに参加者の意見も反映させて取りまとめいただいたんですけれども、最終的な確認に関しても、参加者の方々にも見ていただくというのは、すごく大事なことじゃないかと思っております。

今までは、委員の3人に最終確認ということで見せていただいていたんですけれども、参加者の方たちも御意見を述べられて、その意見がどういうふうにステークホルダー会議の論点として反映されているのかというのは大変気に掛かるころであろうと思います。皆様においでいただいて、お話伺った上で、ステークホルダー会議の論点整理のまとめも確認していただく、というのはとても理にかなったものなので、10人もいらっしゃって大変だったと思うんですけれども、今後とも、そういうような形で続けていただけるとよろしいのではないかと考えております。これはお願いです。

以上です。

○田中分科会長 どうですか。

○資源管理推進室長 本来はその会議の場で取りまとめの案というのを整理するというのが基本にしておりまして、そういう形で、第9回までは、ほぼ、その会議の中で取りまとめの案ということについてお諮りして、最終的に委員の皆さんに確認という流れであったんですが、ちょっとこの10回のキンメにつきましては、非常に意見多く出の中で、時間も限られており、その場でまとめたものを確認していただくということができないという、ちょっと特別な事情があったということで、会長の御了解というか、御指摘も踏まえて、こういう形とさせていただいたということで、できれば、この形を続けていくということではなくて、会議の中で取りまとめの案を作っていくということでやっていきたいと思っております。

○川辺委員 分かりました。ただ、会議の中で取りまとめは、確かに第9回までやってこられたと思うんですけども、その中でも紛糾して、なかなか取りまとめの文章ができなくて、後は任せてくださいといったところもあったかと思うんです。会議が終わった後に、合意を取って、どういう内容になったのかをこういうふうに確認いただく——最終段階です——のはとても大事なことだと思っております。御検討いただければ幸いです。

○田中分科会長 一応、要望を承ったということで。

じゃ、川越委員、どうぞ。

○川越特別委員 川越です。

今、言われた委員の方と同じような、ちょっと感想なんですけれども、やはりこういう特定の一都三県、こういう狭いエリアの中での特殊な漁業だというようなこともあって、自主管理がしっかりできている、今まで。こういう中で、意見を聴く中で、今までのこの管理でいいじゃないかというような、やっぱり、私らは意向で座っております。あえて、国が、やはり今、これからTAC設定する中に、何か少し、こういう少しの……範囲が狭い中の漁業者の中での話合いのものにおいて進めていくようなものについては、あえて進めていくような感じがある。他地区、全国的に広がりがあるような魚種については、なかなか進んでいかないような今の状況である中で、私が思うには、やはり自主管理をしっかりやっているところについての取扱いだけは慎重にやっていただきたいと思います。

というのは、これからも魚種拡大が進む中に、作業は、またこのようなケースが出てくると思います。こういう中に、やはり自主管理の地区と、どれだけ尊重してやるかということだけは、そこは丁寧に慎重にやっていただきたいと思います。ここでやはり、何か、対峙する漁業者さんが少ないという中で、水産庁としてはやりやすいかも分からないんですけども、

私どもの言い方では。だけれども、そうではないと。やはり、長年の自主管理をそこは尊重してあげて、納得のいくような方法でやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○資源管理推進室長 今言われたとおり、自主管理を非常に長い期間、一生懸命取り組んでいらっしゃるところにおいて、TACを導入していくというときに、これまでの自主管理をなくしていいとか、そういう取決めをなくしていいということは全くなくて、そこは尊重して、またそういった効果というのも確認しながら、うまく組み合わせていけるようなことは考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○田中分科会長 よろしいですか。

私も何度も言っているんだけど、効果はちゃんと。

どうぞ、佐々木委員。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。佐々木でございます。

今回のキンメダイという魚種は、TACを考える上で恐らく初めての沿岸の、市場のいわゆる上物屋さんには流れる魚だと思っただけですね。これまでは、皆、多獲性魚種だったので。あ、まぐろとかかにはちょっと置いておいて、全然別の流通形態なので。キンメダイはすごくたくさんのお客さんに影響の出る魚種であり、漁業者さんでいうと、少量の漁獲で付加価値を付けて売るといふ、全然違う漁業から生まれる初めての魚だと思っただけです。そういう漁業をしていらっしゃる、全国の小さな漁業者さん、たくさんいらっしゃると思っただけですけど、その方々が多分かなり注目される魚種ではないかなと思っただけなので、そういう影響の波及効果を考えられて、御検討いただけるとすごく有り難いなと思っただけです。よろしくお願ひいたします。

○田中分科会長 波及効果も考えてということで、御要望いただいたということで。

ほか、よろしいでしょうか。ウェブ参加の方もよろしいですか。

特になければ、いろいろ御意見出されましたが、今後改善していただくということで、第10回資源管理手法検討部会の結果につきましては、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。決定させていただきます。

事務局におかれましては、ちょっとミスプリントがあったんで、その点をちょっと御確

認いただいでですね。この取りまとめを踏まえまして、資源管理方針に関する検討会、ステークホルダー会合に向けた準備を進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

以上は審議事項は終了したいと思います。

それでは、報告事項に入ります。

事務局より、報告事項が2件あります。

まずは、太平洋クロマグロの資源管理について、事務局から説明をお願いします。

○資源管理推進室長 引き続きまして、私から御説明いたします。

資料は8-1でございます。

太平洋クロマグロの資源管理に関して、融通等の結果の御報告をさせていただきます。

まず、前回の資源管理分科会、12月12日でしたけれども、それ以降に行った融通等の結果について御報告いたします。

まず、1ページ目の下ですけれども、こちらは12月に実施しました第5回の融通要望調査の結果でございます。見ていただくと分かりますとおり、真ん中の段ですけれども、譲受けの要望というのが非常に多く、譲り渡せる、あるいは交換というところが少ない中ではございましたが、次のページ、2ページ目の上ですね。

②と書いてあるところでございますが、宮城県、東京都の小型魚の枠と香川県、愛媛県の大型魚の枠を交換するという、この交換が成立いたしております。12月26日付けで変更しております。

2つ目が、2ページ目の下でございます。こちらは大臣管理区分につきまして、12月末で管理期間が終了したことを受けまして、小型魚の未利用分について、一部留保に繰り入れるというものです。それぞれの区分の当初配分の10%を超えた部分を繰り入れるというものです。

大中まき、かじき等流し網、かつお・まぐろ漁業でございますが、10%を超える未利用分がありました、大中まきとかつお・まぐろ漁業、合わせて127.1トン小型魚の留保に繰り入れるという変更を1月20日付けで行っております。

3つ目でございます。3つ目は今年の1月に変更したものでございますが、先ほどの12月の要望調査の結果を受けて、水産庁の仲介では成立しなかった部分について、個別の協議の結果として譲渡しが成立したということで、秋田県から鹿児島県へ、小型魚、大型魚、それぞれ5トン譲り渡すということができましたので、1月25日付けで変更しております。

この3つの変更後の小型魚、大型魚のそれぞれの漁獲可能量の数量は、3ページの下と4ページの上に記載しているとおりでございます。

また、今日のこの資料にちょっと間に合わなかったんですけども、先週の金曜日、2月10日付けでも融通が成立しておりますので、これにつきましては、次回、御報告させていただきたいと思っております。第6回の要望調査に基づくものが2月10日付けでありました。

また、現在、第7回の要望調査も実施しておるところですので、それが令和4管理年度においては最後になると思っておりますが、それについても融通等成立しましたら、また次の機会に御報告させていただきたいと思っております。

また、4ページの下の方、こちらが令和4管理年度の漁獲量の見込みの推定値ということで載せております。

表の見方といたしましては、左側のところから、順に、漁獲可能量というのは昨年12月末時点での配分の枠でございます。次が漁獲量の見込みとなっております。大臣管理は実績値でございますが、都道府県につきましては12月末の報告に1月～3月の見込み、昨年と同程度の消化状況と見込んで、枠の引き延ばしから計算したものを加えております。そうした結果、見込みとして、令和4管理年度末で小型魚の消化率は88%、未利用分としては527.5トン、大型魚については消化率94%、未利用分としては384.9トンというような推定値となっております。

この未利用分につきましてはですが、それぞれ、我が国として繰り越せる上限、WCPFCのルール上、17%となっておりますが、大型魚、小型魚、どちらもこの17%の中に納まっているということですので、その繰越しに向けた、小型魚から大型魚への振替というのは今年度は行わないというふうにしたいと思っております。

私からの報告は以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございましたら、発言よろしくお願ひします。

毎回の報告ということで。

ウェブ参加の方もよろしいですか。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長でございます。

前回の121回資源管理分科会に関連しまして、1点、御報告がございます。

昨年の12月に開催された121回の資源管理分科会においては、くろまぐろ（大型魚）の

かつお・まぐろ漁業における、令和6管理年度以降の漁獲割当て割合の設定基準の策定に当たり、漁業者の自主的な取組として、試験的なI Q管理が行われた令和3管理年度の漁獲実績をどのように取り扱うかについて御審議いただきました。

結果については、令和3管理年度の漁獲実績は取り扱わないということになりましたが、その議論の過程で、一部の委員の方から、一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会と一般社団法人全日本マグロはえ縄振興協会の両団体で話し合っただけ協力してほしいなどの意見を頂いたところでした。

これを受け、水産庁としても、両団体の話合いの場を12月15日にオンラインで設けました。公開を予定した場ではなかったことから、両団体のやり取りなどの詳細をお話しすることはできませんが、当日は、令和6管理年度以降の年次漁獲割当て割合の基準のうち、均等割りの実績割りの配分方法、特に均等割りに対する考え方や大臣管理区分ごとの漁獲枠に対する意見があったほか、両団体の年次漁獲割当て量の移転の状況についても情報交換がありました。

配分方法など、両団体で意見が異なる場面もございましたが、会議の最後には、両団体から、今後は団体間で定期的に意見交換を行っていきたい旨のお話もございました。当庁といたしましても、かつお・まぐろ漁業の業界全体の振興に当たって、適宜フォローしていきたくて考えております。

報告は以上になります。

○田中分科会長 進捗の報告ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

話合いの席に着いただけでも大分進展した。定期的に話し合うというので、相当進歩したような感じがありますよね。今まではもう、箸にも棒にも掛からないような感じだった。いやいや、水産庁、本当、御苦労さまでしたという。

よろしいですか。

それでは、本件についてはこれで締めまして、続きまして、国の留保からの配分等について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資料の9を御覧ください。

国の留保からの配分等についてということでございます。

特定水産資源のT A Cの設定配分のうち、あらかじめルールを決めておいて、その数量については事後報告とさせていただきたいとしているものについて、前回の資源管理分科

会以降、2つございましたので、報告をさせていただくものです。

資料の2ページ目を御覧ください。

こちらは、いずれも国の留保からの配分について、数量明示の関係者で合意形成があった場合に、その合意に基づいて配分を変更するというものでございます。

1つ目は、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群。昨年の12月16日に国の留保から1万5,500トンを島根県、山口県、長崎県、鹿児島県、大中型まき網漁業に配分をしております。

2つ目がずわいがに日本海系群A海域につきまして、今年の1月16日に国の留保から、合わせて137トンを富山県、石川県、福井県、それから沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業の区分に配分しております。

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

実績の報告ということだったと思いますけれども。ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願ひします。ウェブ参加の方もよろしいですか。

谷委員、どうぞ。

○谷委員 日本遠洋旋網漁業協同組合の理事の谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私から、対馬系さば類のT A Cについてということで、ちょっとお願ひがございまして。対馬系のさば類が関係者合意に基づいて、留保の追加配分を頂きましたが、配分の基になる今管理年度のT A Cが前年度の72%と、大幅に削減されておりました、大中型まき網、都道府県とも、追加配分後の数字でもT A Cが逼迫し、厳しい管理を強いられております。

現在のT A Cの基となる2022年のまさばの親資源量は、一昨年のT A C設定時の評価では大きく減少するとされ、T A Cが大幅に削減されましたが、昨年末に公表された最新の評価では、同じ2022年の親資源量が1年前の推定値の約1.5倍と、大幅に増加し、さらに2023年の親資源量やA B Cも2022年より大幅に増加するとされております。実際の漁場では、例年では見たこともないほど、濃密な魚群が確認をされておりました、一昨年の評価に基づき設定された現在のT A Cが過小評価であったことは明らかだと思います。

東シナ海から日本海の漁業は、あじやいわし等のほかの魚種を目的とした操業を行った場合でも、さば類が混獲される環境にあり、特に、今年のようにさばの魚群が大きいと、

あじやいわしの上にさばの濃密な魚群が重なっているため、私たち、大中型まき網漁業を始め、各漁業者はさばTACの遵守のために、さばの操業だけではなく、その他の魚種の操業を制約せざるを得ない状況にあります。そのため、市場、流通、加工業者にも大きな影響が生じており、市場の関係者から、さばTACによる漁獲制限は流通全体の死活問題というふうな声も上がっております。

TACの制限による水揚げの大幅な減少が続けば、加工業者の疲弊や離脱を招きかねず、陸上の処理能力低下につながります。大中型まき網が水揚げできる市場は限られており、その市場の処理能力が低下すれば、資源が回復し、水揚げが増加しても、陸上が対応できないことにもなりかねません。

TACの管理に当たっては、資源評価では、ある程度ぶれがあるということも前提に、漁業や関係業界の安定にも配慮した、柔軟な運用を行っていただくことを強く要望いたします。

以上でございます。

○田中分科会長 これは、じゃ、お答えいただけますか。

○資源管理推進室長 まさばの対馬暖流系群、非常に、今御苦勞いただいているというところ、いろいろなところから御意見いただいております、承知しております。

こういった評価がかなり大きく変動してくるというような中で、もちろん資源管理をしっかりやっていかなければいけないという、そこは押さえつつ、どういったことができるのかというような……今の段階ではこの留保からの対応ということしか、すぐにできることはございませんので、そうした中でやっていただく必要があるということにはなりますが、今後、どういったことができるのか、加工業等陸上の産業への影響というところも含めて考えていく必要があるというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。引き続き検討していきたいと思っております。

○田中分科会長 検討していくということだそうです。

ほかにございますでしょうか。

特になければ、その他に移りたいと思えますが。

斎藤課長。

○管理調整課長 管理調整課長でございます。

お手元に、太平洋くろまぐろの漁獲管理の徹底と法令の遵守についてという、4枚組の紙、配らせていただいたところがございます。

先週ぐらい、漁業者と産地仲買人が共謀したとみられる未報告事案、これについて報道等なされたところがございますが、このような事案、当然ながら、これまでの関係者、漁業者によりまず資源管理への取組といったものをないがしろにするとともに、数量管理の取組を根底から崩す、重要な事案だというふうに考えているところがございます。

水産庁といたしましては、今後、再発防止ですとか、管理の強化といったものを検討していくこととしておりますが、まずはお手元に配付した資料のとおり、都道府県や、あと関係する漁業団体につきましては、TAC管理の報告体制の確認と報告の徹底といったものをお願いさせていただいたところがございます。

さらに、一番最後のページでございますけれども、一番最後から2ページ……3、4ページになりますけれども、農水省の市場担当部署とも連携いたしまして、市場関係者宛てに、特に最後の4ページの下の方でございますけれども、例えば新たな取引を行う場合に、取引が通常に比べて非常に多くなる場合などにおいては、TAC報告の有無を可能な限り、口頭で御確認いただくということで、法令に違反した漁獲物の市場流通からの排除、水産物の適正な流通が確保されるようお願いさせていただいたところがございます。こういった周知指導の徹底ほか、今後とも再発防止に努めてまいりたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、何か御質問、御意見。

堀内委員、どうぞ。

○堀内委員 青森の堀内です。

文書では、一部の県ということで御配慮いただいたと思っているんですが、皆さん、御存じのと通りの産地でございます。

今回、私の意見としては、非常に重大な事案だと考えております。また、大変遺憾であると思っております。

今回、まだ捜査中ということでありまして、私からは詳しいコメントはできないのですが、漁業者と産地仲買人が共謀してということになっております。これは許可の対象となっております。漁業者に関しては県が、産地仲買人に対しては県漁連が許可をいたしております。ですが、現状での処分方法でいきますと、非常に軽微な処分しかできない状況になっております。私が言うと、ちょっとあれなんです、そのペナルティーの度合いが非常に軽い。それによって、こういう事案が起きていると考えられます。

私ども、浜に出向いて、確認することはなかなか難しいところがあります。夜、船から運搬して、人目が付かないところでやっている。これは新聞報道であります。

どうしてもそのペナルティーの度合いが少ない、軽いということで、私としては水産庁に対してお願いをしたいのは、このくろまぐろに関して、水産流通適正化法を適用していただきたい。まだ、なまこ、あわびしか適用になっていませんが、今の軽いペナルティーでは、また同じようなことが起こると思われまます。ですので、非常にタイトなスケジュールになると思うんですが、今年の4月からでも、水産流通適正化法の対象魚にくろまぐろがなるようにしていただければと思っております。

日本中の漁業者の皆さんには大変御迷惑をお掛けしておりますが、我々も県と県漁連についても、きちんとした指導を、漁業者、仲買人していただきたいと思っております。

私からは以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

斎藤課長、どうぞ。

○管理調整課長 ありがとうございます。

もちろん、これ、文書を出して終わりというふうなことではなく、WCPFCの方でも漁獲証明制度といった議論、進んでいるところでございます。また、国内においては水産物流通適正化といったものも整備されているところ。

今回、ここで具体的にどうだというふうなことはまだちょっと申し上げられないんですけども、いろいろな御意見ですとか、あるいは漁業の実態といったものを踏まえて、今後、こういった再発防止対策、資源管理の強化について、検討はしてまいりたいと思えます。

○田中分科会長 いずれにせよ、ここの審議会で諮られる事案ですよ。規制ということになれば。

山内委員、どうぞ。

○山内特別委員 ありがとうございます。

今も堀内委員からもあったんですけども、私の方にも、今回の事案を受けまして、末端の流通に携わっている方含めて、これまで、大丈夫です、ちゃんと申告していますよ、大丈夫なまぐろですと買って買ったのが、どういうふうな確認の手続をもって、IUUではないということをこれから確認していけばいいのかということに対して、非常にマーケットの方も混乱と不安が広がっております。そういった意味では、流通適正化法であ

ったりですとか、漁獲証明書含めて、末端で、最後に消費者向けにも販売をする方までチェックができる、どういうもので適切に漁獲されたものかということがしっかり確認できる仕組みというのをいち早く策定いただきたいというふうに、私からも付け加えさせていただきますと思います。

○田中分科会長 要望が出されたということ。

取りあえず、大型魚だけはタグでも付けてさ。したら、流通、ばっちり押さえられる。1匹100万円ぐらいするんだからさ。だから、みんな、やめないわけで。そういうでっかいやつはもう全部、大型魚のカテゴリーのやつはタグ付けて流通させなきゃいけないとか。どうせ、数も大したことない。

などなど、いろいろ意見が出されましたが、御検討いただければと思います。

ほか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 今の話を聞いていて、ちょっと違和感あるんですけども。まず、何でこういうことが起こったかということは、やはり組合を通していないということですよ。まず、数量管理するには、漁業者が自主的にやるということはまず不可能だと思います。組合の方を通して、そこで、まず出したものに対して、ちゃんとその数量を管理していくというのが、各担当でやれば、こういった問題は全然出てこないし、今言われたようなことになると、大変漁業者に掛かる負担が大きくなっていくという中で、簡単な話で済むのは、漁協にちゃんとそれを出した中で数量を報告する。その中で、自分がどうやって売るかというのは、また漁業者の判断になると思うんですけども、簡単な形でTACの管理できると思います。

ただ、今回、青森がやったことに対して、私はそこまで大きな腹は立ってございません。同じ漁業者として食っていくために、今これだけ、原油の高騰、資材の高騰、人件費の高騰、こういったものがある中で、致し方なくやってしまったのかなど。気持ちは分かるんですが、ただ、やはり今これは国際法で決まっておりますので、守っていくということであるんなら、当然、組合を通していけば、何らTACの問題もないし、そこまで難しく考える必要もないと思うので、漁業者に負担が掛からない形。これ以上、負担が掛かれば、こういう事例、どんどん多くなると思いますので、そういうふうにしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田中分科会長 ありがとうございます。

御意見を頂いたということで。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

じゃ、なければ、本件についての議論はここで終了させていただきます。

それでは、特になければ。

どうぞ、川越委員。どうぞ。

○川越特別委員 川越です。

引き続き、くろまぐろの問題ですけれども、今はこういう流通の問題であると。今日はちょっと皆さんに、特に委員の方に御理解と御認識をしてもらいたいなということで、一言、発言させていただきます。

このくろまぐろの資源管理をやり出してから、確かに日本海のくろまぐろの資源は増えております。この国際ルールの中でのトン数の枠がある中で、増えたものをたくさん獲らせていただきたいんですが、なかなかそれもできないというところで。それをもって、どのような弊害が起きているかということ、もうちょっと少し説明させていただきたいと。水産庁の方は渋いでしょうけれども。

我々、底びきがやっている中で、一昨年頃までは夏のシーズンに揚がった、どなたの漁業が獲れたくろまぐろかも分かりませんが、そういうTAC規制の中で販売できないものを海洋投棄するという話があるんですね。

それで、我々、この11月から、まつばがにを解禁でやるんですけれども、その網の中に物すごい数のまぐろが入る。死んだまぐろですよ。それがね、もう1本、2本じゃないんです。もう200本、300本と、100キロ級が入って。もう、漁網もばらばら、船も、もう本当に危ないような、乗組員が被害を受けている。そういうものが網に入ったかに、魚は売り物にならないんです。もう、臭いが付いてね。

もう、そういうことで、今まで水産庁にも、これ、何とか対策してくださいということで、いろいろ、各関係漁業者団体への指導はされておるように思われます。そういうような返答を受けております。それで、少し少なくなったかなと思ったら、今度、今シーズンはこの秋、冬場にもそういう事例が出てきたんです。ということは、やはり本当増えているです、くろまぐろは。もう冬場に新しい、死んだ、死んだって言い方はあれですけれども、くろまぐろが投棄されているような事例がある。というのは、9月、10月、11月には全然そういうものがいなかったところを、網を引くと、今度はまたそこに新しいくろまぐろがどっさり入るということで、もう、皆さん、現場の人間は、もう苦勞と本当に損害と

受けて、本当にもう、これ、どうなっているのかなということ。これから先、また、地方自治体の県を通じて、また国の方にもいろんな要望が出てくると思うんです。そういうふうな、何年も前から、こういったことでも、なかなかやはり水産庁として、対応はまだできていないなというところがあって。皆さんはもう我慢の、我慢がもうできないような状態になっていますので。

私は、この資源管理の方の話の中で、やはりいろいろ、75%ルールだとか、いろんなやり方もあるんだけど、もう少し、ここのくろまぐろについての資源管理の数量管理を。これは今の流通ではなしに、現場の漁獲のやり方。そして、今まで定置網とか、ああいうところにくろまぐろが入れば、とにかく生かして、逃がしてくださいとかいうような指導もされておりますよね。だけれども、なかなか、定置網の方の方も御苦労されております。だから、とにかく、いかにして、どのようにして、網でも入ったものを生かしてリリースできるような、やっぱりそういう水産庁の仕組みとして、そういう対策もしつかりと、漁業者の方にも指導もしながら、こういうことはこれから先、少なくなるように、現場としてはお願いしたいんです。

だから、それを、やはりこれから、ただ、ここで、この場で数量だとか、ただ決めるだけじゃなしに、やはり現場の……やはりこう資源管理したら、この漁業に弊害があるよということだけは皆さんには認識をしてもらって、これから先の検討をしていただきたいということを、ここで一つ発言させていただきます。

毎回毎回、言いたいんですけれども、やはり、なかなかやっぱりね。本当に、少ない魚を、資源を増やしていこうという目標の中に、実際、もう増え過ぎたものをどうするのかという、今、私はこの議論だと思うんですがね。増え過ぎたものを。こういう、先ほどの流通の方でも、やはり獲れてしまったものを何とかして売りたいというふうな、そういう漁師の思いでやった行為であるという、その気持ちも分からんこともないんですけれども。だけれども、現場でもそういうことが起きているということ。

なかなか、国際的なルールの中で増枠はできないということを、私どももよく分かっていますけれども、何か少しやはりやり方を、これから先、水産庁もやっぱりちょっと考えて、また、こういう資源分科会で、これからも数量のことについて、私は検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○田中分科会長 お答えになりますか、斎藤課長。

○管理調整課長 管理調整課長でございます。

最漁期に、まぐろが、死骸が入っているというふうな、大変お困りになっているということは十分承知しているところでございます。ただ、原因の方は分からないというふうなことで、これは、御指摘あったとおり、関係する漁業団体等には、やはり疑惑が起こらないように、注意喚起といったものは引き続きさせていただいているところでございます。

その上で、今御指摘もございましたけれども、くろまぐろ、生きたまま生かす放流技術とか、定置の技術開発等々、あるいはまき網についても、そういった技術の提供とか、そういったことを引き続き続けさせていただきたいと思っております。

まずは原因究明といったところもしっかりやりながら、今御意見いただいた点を踏まえまして、しっかり対応していきたいと考えております。

○川越特別委員 よろしく申し上げます。私はよく言うんですけれども、ここで決めて、やりなさいと水産庁言うんですけれども、だけれども、やっぱり現場で。とにかく現場に足を向いて、やはり、本当に現場の今の状態をよく把握するべきだと思うんですよね。現場の声も聴きながら。だから、そういうことで、やはり現場に足を向けて、やっぱり……なかなか、このコロナで行けないかもしれませんが、これからは、やはりそういう姿勢でもって現場の状況を把握して、すれば、こういう市場外流通の中で、まぐろの方でもこういうことも起こらないだろうし。何か、ここで決めることは決めて、これ、やりなさいよと言うんだけれども、ただ、あとのことは現場でやってくださいよと言うだけでは、やはり、なかなかこういう資源管理は、確立は私はできないと思っておりますので。もう少し汗をかいてください。よろしく申し上げます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

獲れちゃったまぐろ、どうされているんですか。あれ、捨てると、また獲れちゃうでしょう。あれ、だから、水産庁かどっかに言って、焼却費用もらった方がいい。

○川越特別委員 だから、そういう話もあるんですよ。だから、どういうことかといったら、海に本当に捨てなくて、持って帰って。ちゃんとお金を出してもらって、廃棄処分してくれれば、それが一番いいと思いますよ。だけれども、そういうこともない。だけれども、こういう声も今挙がっています、挙がっています。

どうされているかといったら、皆さん、本当に、一人一人、板前さんになっていますよ。だって、丸々1本捨てられませんから。切ってやらんことには、もう、そんな丸々1本捨てられませんよ。だから、もう、その労力が。本来の漁獲をする労力じゃないんですわ。そういう、船に揚がってしまった物すごい数のものを廃棄する。もうそこに何時間も費や

す。だから、もう、本当にもう辟易していますから。

○田中分科会長 分かりました。網もずたずたのが付いちゃって、大変でしょう、掃除も。

○川越特別委員 もう、掃除でもう本当にもう、倒れそうです。

○田中分科会長 何とかしてくださいという気持ちはよく分かります。想像に難くない。その辺の対策もよろしくお願いします。

よろしいですか。

それでは、くろまぐろの件はこれで終わりにしまして、最後、今後の日程ですか。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会につきましては、3月17日の開催を予定しておりますが、それまで、何か緊急な必要のために開催することになれば、御連絡差し上げたいと思います。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり、御議論、御審議いただきましてお疲れさまでした。ありがとうございました。